



学生生活の手引

A GUIDE TO CAMPUS LIFE.

2024



令和6年度 学年暦及び行事予定

期日及び期間	行 事
4月1日(月)	前期開始
4月1日(月)～ 4月5日(金)	春季休業
4月1日(月)～ 4月9日(火)	新入生オリエンテーション, SIH道場 ほか
4月5日(金)	入学式
4月10日(水)	前期授業開始
5月26日(日)	五月祭
8月1日(木)～ 8月31日(土)	夏季休業
9月30日(月)	前期終了
10月1日(火)	後期開始
10月1日(火)	後期授業開始
10月26日(土)～ 10月27日(日)	大学祭(蔵本)
11月2日(土)～ 11月3日(日)	大学祭(常三島)
11月2日(土)	開学記念日

期日及び期間	行 事
12月25日(水)～ 1月7日(火)	冬季休業
1月17日(金)	大学入学共通テストに伴う休業
1月18日(土)～ 1月19日(日)	大学入学共通テスト
2月21日(金)	一般選抜(前期日程)に伴う休業 (臨床実習を除く)
2月25日(火)～ 2月26日(水)	一般選抜(前期日程) [26日は医学部医学科, 医科栄養学科, 歯学部 歯学科, 薬学部及び生物資源産業界部のみ]
3月11日(火)	一般選抜(後期日程)に伴う休業 (臨床実習を除く)
3月12日(水)	一般選抜(後期日程)
3月25日(火)	卒業式・大学院修了式
3月25日(火)～ 3月31日(月)	学年末休業
3月31日(月)	後期終了

※ゴシックは学則(学内共通細則)によるもの

令和6年度カレンダー

※○印は国民の祝日・休日を表します。

	日	月	火	水	木	金	土
4月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

	日	月	火	水	木	金	土
5月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

	日	月	火	水	木	金	土
6月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						

	日	月	火	水	木	金	土
7月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

	日	月	火	水	木	金	土
8月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

	日	月	火	水	木	金	土
9月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						

	日	月	火	水	木	金	土
10月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

	日	月	火	水	木	金	土
11月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						

	日	月	火	水	木	金	土
12月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

	日	月	火	水	木	金	土
1月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

	日	月	火	水	木	金	土
2月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	

	日	月	火	水	木	金	土
3月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

凡例	■ 春季, 夏季, 冬季, 学年末等休業	● 開学記念日	□ 卒業式・修了式
□ 入学式	/// 五月祭	/// 大学祭	/// 新入生オリエンテーション

目 次

令和6年度 学年暦及び行事予定

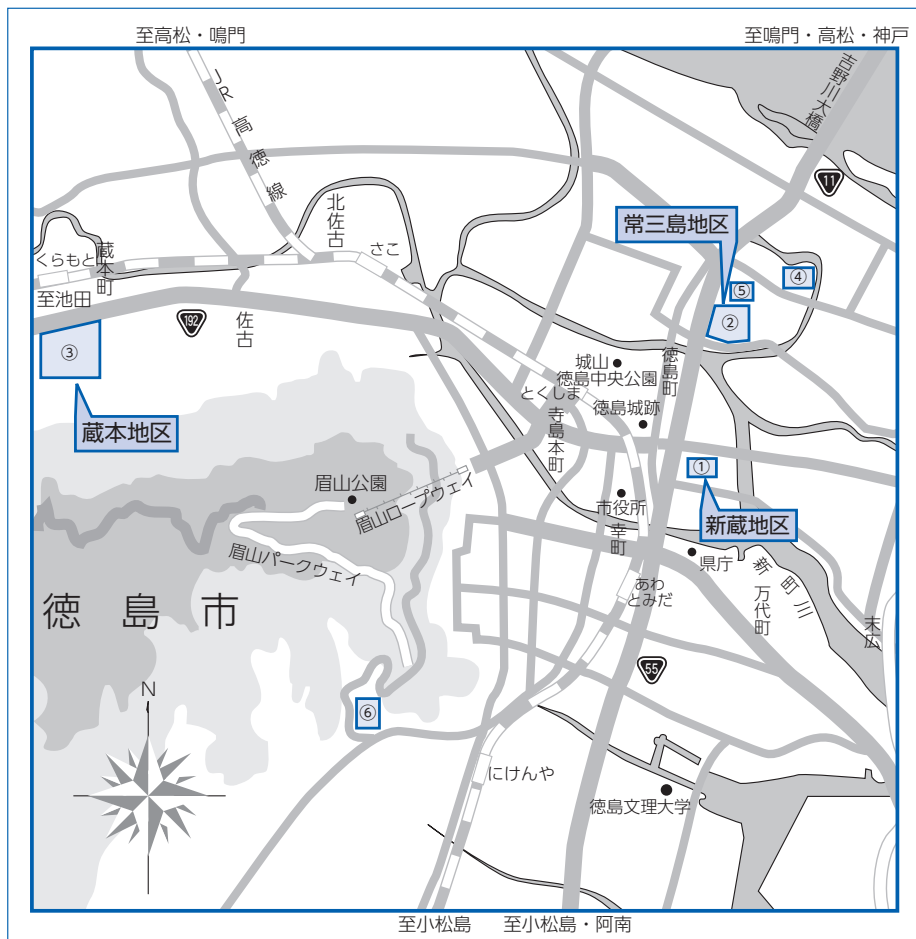
1	キャンパスマップ・窓口一覧	1
	徳島大学への交通案内.....	2
	所在地一覧.....	4
	学務部等の事務配置図.....	6
	学務部.....	8
	各学部・研究科の窓口.....	9
2	学生生活	11
	諸手続き等.....	12
	授業料免除・奨学金等.....	18
	福利厚生.....	24
	健康・相談について.....	27
	保険制度.....	32
	学生生活Q & A.....	38
3	課外活動	41
	課外活動（サークル）団体.....	42
	課外活動施設.....	44
	課外活動用物品の貸出.....	45
	課外活動の行事.....	45
4	就職支援	47
	就職に向けて.....	48
5	国際交流	53
	短期留学制度・語学研修制度の概要.....	54

6 附属図書館	59
7 日常生活の安全対策	65
一般的留意事項	66
アルバイトでトラブルに遭わないために	78
盗難・遺失物	79
性犯罪や窃盗に遭わないために	80
ストーカー対策	81
交通事故の防止	82
連絡体制	83
県・市・公共機関等が行う情報提供・相談サービス	84
8 関係諸規則	85
徳島大学学則	86
徳島大学学部共通細則	101
徳島大学入学科、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則	104
徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項	108
気象警報等が発表された場合の授業の休講措置等に関する申合せ	110
9 附 録	111
徳島大学の歌	112

1 キャンパスマップ・窓口一覧

徳島大学への交通案内	2
所在地一覧	4
学務部等の事務配置図	6
学務部	8
各学部・研究科の窓口	9

徳島大学への交通案内



- | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①新蔵地区
事務局・学務部（入試課）</p> <p>②常三島地区
学務部（教育支援課・学生支援課・国際課）
総合科学部
理工学部
生物資源産業学部
大学院創成科学研究科
教養教育院
附属図書館
人と地域共創センター
情報センター
インターナショナルオフィス
キャンパスライフ健康支援センター（常三島）
アクセシビリティ支援室
キャリア支援室</p> | <p>③蔵本地区
医学部
歯学部
薬学部
大学院医学研究科
大学院医科栄養学研究科
大学院保健科学研究科
大学院口腔科学研究科
大学院薬学研究科
附属図書館蔵本分館
徳島大学病院
先端酵素学研究所
キャンパスライフ健康支援センター（蔵本）
キャリア支援室 蔵本分室
蔵本会館用務員室
国際課蔵本分室
蔵本宿舍</p> | <p>④～⑥その他の地区</p> <p>④総合運動場</p> <p>⑤女子寄宿舍
（友朋寮）</p> <p>⑥学生寄宿舍
（農鐘寮・藍香寮）</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|

◆徳島市バス乗場案内 (JR 徳島駅前から) ☎ 088 - 623 - 2154

学 部	のりば	行 先	備 考
総合科学部 理工学部 生物資源産業学部	5	中央循環線 (左回り) 島田石橋	すけとうばし [助任橋・徳島大学前] 下車 徒歩 5分
		商業高校前 (南常三島経由)	[徳島大学南] 下車 徒歩 2分
	6	東部循環線 (右回り)	[助任橋・徳島大学前] 下車 徒歩 5分
		中央市場	
	7	川内循環線 (左回り)	[助任橋・徳島大学前] 下車 徒歩 5分
	医 学 部 歯 学 部 薬 学 部	1	中央循環線 (右回り)
かみあくい 上鮎喰			
みょうどう じぞういん あま ほらにし えんめい 名 東, 地藏院, 天の原西 (延命)			[医学部前] 下車 徒歩 2分

所在地一覽

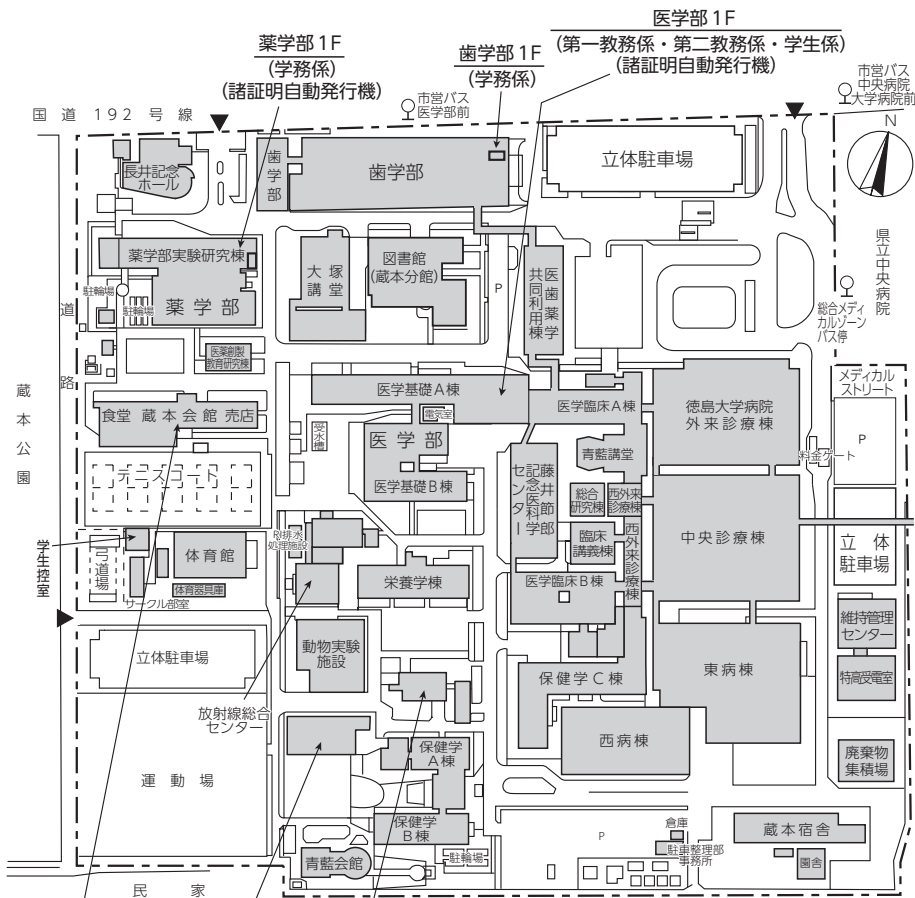
名 称	電 話 番 号	所 在 地
新蔵地区		
事 務 局	(088)656-7000(代表)	〒770-8501 徳島市新蔵町2丁目24番地
日 垂 会 館	—	
常三島地区		
総 合 科 学 部	(088)656-7103(代表)	〒770-8502 徳島市南常三島町1丁目1番地 〒770-8506 徳島市南常三島町2丁目1番地 〒770-8513 // 〒770-8507 //
教 養 教 育 院	(088)656-7308	
人と地域共創センター	(088)656-7276	
キャンパスライフ健康支援センター		
保 健 管 理 部 門	(088)656-7289	
総 合 相 談 部 門	(088)656-7637	
アクセシビリティ支援室	(088)656-9957	
キャリア支援室	(088)656-7635	
インターナショナルオフィス	(088)656-7491	
理 工 学 部	(088)656-7304(代表)	
情 報 セ ン タ ー	(088)656-8131	〒770-8506 徳島市南常三島町2丁目1番地
ポストLEDフォトンクス研究所	(088)656-9450	
生 物 資 源 産 業 学 部	(088)656-8019(代表)	〒770-8513 //
附 属 図 書 館	(088)656-9696	〒770-8507 //
蔵本地区		
病 院	(088)631-3111(代表)	〒770-8503 徳島市蔵本町2丁目50番地の1 〒770-8504 徳島市蔵本町3丁目18番地の15
医 学 部	(088)633-9116(代表)	〒770-8503 徳島市蔵本町3丁目18番地の15
先端酵素学研究所	(088)633-9420	
歯 学 部	(088)633-9100(代表)	〒770-8504 //
附 属 図 書 館 蔵 本 分 館	(088)633-9643	〒770-8508 //
薬 学 部	(088)633-7245(代表)	〒770-8505
附属医薬創製教育研究センター		徳島市庄町1丁目78番地の1
蔵 本 宿 舎	(088)656-7078	〒770-8503 徳島市蔵本町2丁目50番地の1

名 称	電 話 番 号	所 在 地
その他の地区		
総 合 運 動 場	(088)654-5381	〒770-0812 徳島市北常三島町3丁目41
友 朋 寮	(088)625-3154	〒770-0813 徳島市中常三島町2丁目19番地の5
晨 鐘 寮 ・ 藍 香 寮	(088)652-2184	〒770-8064 徳島市城南町1丁目12番地の14
薬学部薬用植物園	(088)642-1444	〒779-3117 徳島市国府町日開536番地の3
国際交流会館	(088)698-1244	〒771-0206 板野郡北島町高房字八丁野東9番地の1
ボート艇庫	——	//
生物資源産業学部農場		〒779-3233 名西郡石井町石井字石井2272-2
生物資源産業学部 水圏教育研究センター	(088)683-7027	〒771-0361 鳴門市瀬戸町堂浦地廻り壱96番地の14
生物資源産業学部 とくしまイノベーションセンター		〒779-1510 阿南市新野町室ノ久保12番地 徳島県立阿南光高校新野キャンパス
ヨット艇庫	——	〒771-0371 鳴門市北灘町櫛木字東山1番地

参考：徳島大学公式ホームページ「所在地及び電話番号」
<https://www.tokushima-u.ac.jp/inquiry/location.html>



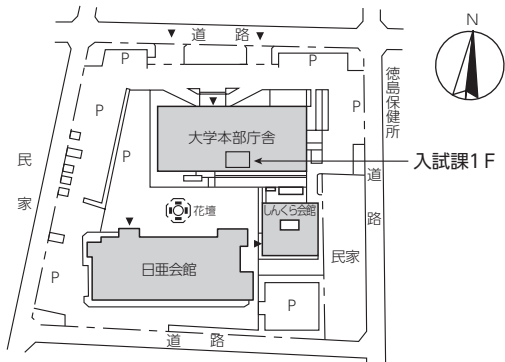
【蔵本キャンパス】



- 蔵本会館用務員室
- キャリア支援室蔵本分室
- キャンパスライフ健康支援センター
- 国際課蔵本分室

先端酵素学研究所 B 棟 (プロテオゲム研究領域) 先端酵素学研究所 A 棟 (次世代酵素学研究領域)

【新蔵地区】



学 務 部

	担当課等	事 項	窓 口
学 務 部	教養教育係 ☎656-7308	教養教育の教育課程に関すること。 教養教育の履修指導に関すること。 教養教育に係る授業、試験及び成績に関すること。	教 養 教 育 4 号 館 1 階
	教務情報係 ☎656-7095	単位互換に関すること。 諸証明に関すること。 その他教務に関する事務を処理すること。	
	学生支援係 ☎656-7086	学生の相談に関すること。 学生の課外活動に関し総括し、連絡調整すること。 学生及び学生団体の助言指導、諸行事に関すること。 課外活動施設等の維持管理に関すること。 学生の表彰・懲戒に関すること。 学生の福利厚生及び施設の維持管理に関すること。 学生の保健管理に関すること。 学生寮・蔵本宿舍の管理運営に関すること。 学生教育研究災害保険等学生保険に関すること。	
	経済支援係 ☎656-7580	入学金、授業料及び寄宿料の減免に関すること。 日本学生支援機構奨学金及び各種奨学金に関すること。	
	キャリア支援係 ☎656-7635	学生の求人情報に関すること。 就職ガイダンス及び企業説明会等の実施に関すること。 学生の就職相談及び進路相談に関すること。 学生のインターンシップに関すること。 学生のキャリア教育の支援に関すること。	
部	入 試 課 ☎656-7091	入学者選抜の制度及び方法の改善に関すること。 所掌事務の調査統計に関すること。 その他入学者選抜に関する事務を処理すること。	大学本部庁舎1階
	国 際 課 ☎656-7079	留学生の受入れに関すること。 留学生の相談に関すること。 留学生の奨学金及び海外留学時の奨学金に関すること。 留学生の入国、在留の諸申請取次に関すること。 留学生の証明書に関すること。 学生の海外留学に関すること。 留学生宿舍・蔵本宿舍の入居等に関すること。 留学生との交流事業に関すること。 その他留学生に関する事務を処理すること。	地域創生・国際 交流会館4階

※市外局番：088

各学部・研究科の窓口

学務関係の担当係は次のとおりです。

学部・研究科等名	担当係	電話番号	所在地
教養教育院	教養教育係(教養教育担当)	656-7308	〒770-8502 徳島市南常三島町1丁目 1番地
総合科学部 創成科学研究科 地域創成専攻 臨床心理学専攻 創成科学専攻	常三島事務部 総合科学部事務課学務係 (学部・大学院担当)	656-7108	〒770-8502 徳島市南常三島町1丁目 1番地
医学部医学科 医学研究科 医学部医科栄養学科 医科栄養学研究科	蔵本事務部医学部学務課 第一教務係 (学部担当) (大学院担当)	633-7028 -9649	〒770-8503 徳島市蔵本町3丁目18 番地の15
医学部保健学科 保健科学研究科	第二教務係 (学部・大学院担当)	633-9009	
(上記担当)	学生係(学部・大学院担当)	633-7982	
歯学部 口腔科学研究科	蔵本事務部 歯学部事務課学務係 (学部・大学院担当)	633-7310 -7941 -9325 -5112	〒770-8504 徳島市蔵本町3丁目18 番地の15
薬学部 薬学研究科	蔵本事務部 薬学部事務課学務係 (学部・大学院担当)	633-7247 -7615	〒770-8505 徳島市庄町1丁目78番 地の1
理工学部 創成科学研究科 理工学専攻 創成科学専攻	常三島事務部 理工学部事務課学務係 (学部・大学院担当)	656-7315 -8006 -7317	〒770-8506 徳島市南常三島町2丁目 1番地
生物資源産業学部 創成科学研究科 生物資源学専攻 創成科学専攻	常三島事務部 生物資源産業学部事務課学務係 (学部・大学院担当)	656-8020 -8021	〒770-8513 徳島市南常三島町2丁目 1番地

※市外局番：088

2 学生生活

諸手続き等	12
授業料免除・奨学金等	18
福利厚生	24
健康・相談について	27
保険制度	32
学生生活Q & A	38

諸手続き等

1 学生証（ICカード）

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、附属図書館等の入退館カード、図書館利用証（貸出）、定期健康診断の受付、各種証明書の発行の機能があります。また、生協電子マネー Supica や生協ミールプランの機能も利用できます。大切な物なので、紛失しないよう注意してください。

■ 注意事項

学生証の携帯、使用上の注意事項は次のとおりです。

- ①本証は通学の際、必ず携帯しなければならない。
- ②本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
- ③本学職員の請求があった場合は、いつでも本証を提示しなければならない。
- ④学生割引によって乗車券を購入、使用する際、係員の要求があれば提示してください。
- ⑤通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して本証とともに差し出さなければならない。
- ⑥本証を汚損又は紛失したときは、直ちに次に届け出て再交付（有料）を願い出ること。
ア 常三島地区学生：教育支援課教務情報係
イ 蔵本地区学生：所属の教務係・学務係・学生係
- ⑦本証を紛失したときは、生協電子マネー Supica 等の不正利用を防止するため、生協の組合員アカウントマイページにより IC カード利用停止申請するか、生協事務所（088-652-1073）に連絡してください。
- ⑧学籍を離れた際は、直ちに所属学部 of 学務係に返すこと。
- ⑨本証の有効期限を延期する必要を生じたときは、その手続きをとること。
- ⑩本証を磁力の発生する物に近づけたり、衝撃や圧力・湾曲を加えると IC カードが破損し、使用できなくなることがあります。また、炎天下の車中等暑い場所に放置しないよう注意してください。

● 再 交 付 ●

再交付が必要な場合は、総合科学部・理工学部・生物資源産業学部の学生は学務部教育支援課教務・情報係で、医学部・歯学部・薬学部の学生は所属学部の教務係・学務係・学生係（教養教育の授業を受講している1,2年生は、学務部教育支援課教務情報係でも可）で学生証再交付願により手続きを行ってください。

なお、期間更新、氏名変更等による再交付は無料ですが、汚損又は紛失による場合は有料（1,100円）となります。

2 授業料納付及び在学中の諸手続き

● 授業料納付 ●

授業料は前期（4月から9月）分を5月末日までに、後期（10月から翌年3月）分を11月末日までに納入しなければなりません。

なお、申出により、前期分納入の際、窓口納付の場合は後期分も納入することができます。

授業料の納入方法として、本学では、原則「口座振替制度」を実施しています。口座振替制度とは、指定金融機関（阿波銀行・三菱UFJ銀行・四国銀行・徳島大正銀行・ゆうちょ銀行）に開設された学生・父母等又は保証人名義の預金口座から、前・後期ごとに自動引落が行われる納入方法で、手数料は不要です。

この制度を利用することにより、授業料の納付が便利になりますので、口座振替の手続きを早

めに行ってください。

前期分授業料は5月27日に、後期分授業料は11月27日に口座振替を行います。(その日が休日の場合は、直後の金融機関の営業日に口座振替)

■ 注意事項

- ① 指定金融機関の口座名は学生・父母等又は保証人名義でお願いします。
- ② 授業料口座振替申込書類は合格通知書を送付した際に同封されていますので、その用紙を使用してください。紛失又は汚損した場合には、財務部常三島会計課経理係及び財務部蔵本会計課経理係にあります。
- ③ 正当な理由なく納付を怠り、催告しても、なお、納付しない者は学則第28条第2号により除籍されます。

● 在学中の諸手続き ●

在学中には、いろいろな願い出、届け出をしなければならないことがありますから、その種類、方法等について簡単に説明します。

1 学校学生生徒旅客運賃割引証

帰省、旅行等で鉄道会社（JR）や船舶を利用する場合の運賃割引乗車券を購入するには、学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）と学生証が必要です。諸証明自動発行機で（P15の諸手続き窓口参照のこと）交付されます。

学割証は原則として年間10枚まで使用できます。あらかじめ計画を立て、有効に利用してください。10枚を超えて使用する必要がある場合は、各学部等担当係窓口へ申請してください。

学割証によりJR等の乗車券を購入する際には、学割証の裏面の注意事項を熟読の上、以下の事項に注意してください。

- 学割証は、記名人に限って使用できます。
- 学割証によって購入した割引普通乗車券は同学割証の記名人以外の者は、使用できません。
- 学割証によって購入した割引普通乗車券を使用するときは、学生証を必ず携帯してください。
- 学割証によって購入した割引普通乗車券の不正使用は絶対にしないこと。不正使用した場合は、多額の追徴金が徴収されます。
- 学割証使用目的の範囲
 - (1) 休暇、所用による帰省
 - (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
 - (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
 - (4) 就職又は進学のための受験等
 - (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
 - (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
 - (7) 父母等の旅行への随行

2 在学証明書

本学に在学していることを証明する必要があるれば、諸証明自動発行機又は、証明書発行サービス（有料）で（P15の諸手続き窓口参照のこと）交付可能です。

3 通学証明書

鉄道やバスを利用する場合の定期券を購入するには、通学証明書が必要です。願い出により通学証明書が交付されます。

4 成績証明書

成績を証明する必要があるれば、諸証明自動発行機又は、証明書発行サービス（有料）で（P15の諸手続き窓口参照のこと）交付可能です。

5 休学願

疾病その他の理由により2か月以上にわたり修学を中止し、休学をしようとする場合には、所定の手続きを経て、その許可を受けなければならないので、そのような事態になったときは、速やかに願い出てください。(休学理由により、本人の理由書、指導教員の意見書が必要な場合があります。)

休学期間が満了になっても、なお引き続いて休学する必要がある場合は、許可されている期間が終わるまでに、休学の延長を願い出てください。

疾病により休学するときは、休学願に医師の診断書を添えてください。

6 復学願

休学期間中に休学の理由が消滅したときは、復学を願い出てください。願い出なかった場合は、休学を許可された期間を休学したものと取り扱われます。

また、疾病により休学が許可された者が休学期間に全快したので、復学しようとするときは、医師の診断を受け、修学に支障がないとの判定を得た上で、復学願と医師の診断書を提出してください。

7 退学願

やむを得ない事情により、退学しようとするときは、退学を願い出なければなりません。もし、退学願を出さないで、又は許可されないまままで通学しなかった場合は、引き続いて在学しているものとして取り扱われます。特に留意してください。

8 保証人住所・保証人変更届

保証人の住所変更、又は保証人を変更するときは、速やかに届け出てください。

9 改姓(名)届

姓・名が変わった場合、戸籍抄本、改姓(名)したことの分かる書類等を添えて、速やかに届け出てください。(旧姓使用の希望がある場合は、所属の教務係・学務係で手続きをしてください。)

10 他大学(他学部)受験許可願

他の大学又は本学の他学部への入学試験を受けようとするときは、願い出なければなりません。

11 転学部願

本学の他の学部へ転学部を希望するときは、願い出なければなりません。

12 転学科願・転コース願

所属の学部内の学科・コースと異なる学科・コースへ転学科・転コースを希望するときは、願い出なければなりません。

13 卒業(修了)見込み証明書

就職、進学等で卒業(修了)見込者であることを証明する必要があるれば、諸証明自動発行機又は、証明書発行サービス(有料)で(P15の諸手続き窓口参照のこと)交付可能です。

14 ボランティア、インターンシップ、海外渡航の際には、事前に所属学部の学務係・学生係に届出書を提出してください。

■ ボランティア活動届(大学HP「教育・学生生活」のサイトを参照)

<https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/extracurricular/volunteer.html>

■ インターンシップ届出書(大学HP「就職・進路」のサイトを参照)

<https://www.tokushima-u.ac.jp/career/students/internship.html>

■ 海外渡航届(大学HP「インターナショナルオフィス」のサイトを参照)

<https://www.isc.tokushima-u.ac.jp/>

15 その他

このほか、履修科目選択届、追試験願、卒業研究題目届等必要に応じて願い出るものや届け出るものがありますので、所属学部教務係・学務係又は学務部教育支援課教養教育係が通知します。掲示に注意してください。

3 各種証明書の発行及び諸手続き窓口について

提出書類名	常 三 島 地 区		蔵 本 地 区
	学 務 部	総合科学部 理工学部 学務係 生物資源産業学部	蔵本事務部 医学部 学務課第一・第二・ 学 生 係 歯学部事務課学務係 薬学部事務課学務係
成績証明書	諸証明自動発行機又は、証明書発行サービス（有料）（注2）（注3）		
在学証明書	諸証明自動発行機又は、証明書発行サービス（有料）（注2）（注3）		
通学証明書	○ 教育支援課教務情報係		○
健康診断証明書	諸証明自動発行機（注2）		
学校学生生徒 旅客運賃割引証	諸証明自動発行機（注2）		
休学願		○	○
復学願		○	○
退学願		○	○
他大学（他学部） 受験許可願		○	○
転学部願		○	○
転学科願・転コース願		○	○
改姓（名）届		○	○
保証人住所・ 保証人変更届		常三島財務部 会計課経理係	○
学生証再交付願	○ 教育支援課教務情報係		○
卒業（修了）見込み証明書	諸証明自動発行機又は、証明書発行サービス（有料）（注2）（注3）		
授業料免除申請書	○ 学生支援課経済支援係		○ 医学部学生係
授業料徴収猶予・ 月割分納申請書	○ 学生支援課経済支援係		○ 医学部学生係
日本学生支援機構 奨学生願書	○ 学生支援課経済支援係		○ 医学部学生係
地方公共団体及び民間 育英団体の奨学生願書	○ 学生支援課経済支援係		○

（注1）学務部と医・歯・薬学部の双方に表記されているものについては、医学部、歯学部及び薬学部の学生は、それぞれの学部の教務係・学務係において手続きを行ってください。

（注2）諸証明自動発行機は、常三島地区の教養教育4号館1階の学務部、及び理工学部共通講義棟（K棟）1階中央口、蔵本地区の医学基礎A棟1階、薬学部棟1階に設置しています（ご利用の際は学生証が必要です）。

（注3）各種証明書の発行については、従来の証明書自動発行機での発行に加えて、コンビニエンスストアで一部の証明書が発行できるサービス（有料）を開始しています。発行方法などの詳細については、ホームページに掲載しています。 <https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/process/convenience/>

4 インターネットによる学内情報の検索

徳島大学公式ホームページから、大学の概要をはじめ学生生活に関する様々な情報が得られます。

● 「教育・学生生活」

ホームページ上部にあるメニューボタンから「教育・学生生活」をクリックすると、在学生とその父母等に関連する教育、学生生活の情報を紹介するページをご覧いただけます。



公式ホームページ

<https://www.tokushima-u.ac.jp/>

※ホームページのデザインは、適宜変更する場合があります。

本学は以下の公式 SNS アカウントを運用しています。

特に X (旧 Twitter) では、徳島大学公式ホームページの最新情報をはじめ本学のトピックスをいち早くお届けしています。

ぜひ下記二次元コードよりフォローをお願いします。



X (旧 Twitter)



Instagram



Facebook



YouTube



5 表彰

徳島大学では、①優秀な学業成績又は研究成果を修めたとき、②サークル活動において特に顕著な成績を挙げ、本学の課外活動の振興に功績があったとき、③社会活動において高い評価を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められるときは、表彰を行っています。

表彰の対象となる学生の個人又は団体を毎年1月に指導教員等に募集し、3月に学長から直接、表彰状と記念品を授与しています。

表彰の対象となる基準は、以下のとおりです。

学生の皆さん、下記の基準を満たしているときは、指導教員等に申し出てください。

- 学業その他において得られた成果が、学会又は国内外の公的機関等において表彰されたとき
- 全国規模のスポーツ競技会等において3位以内に入賞したとき
- 西日本大会等において優勝したとき
- 中・四国大会等において優勝したとき
- 四国地区大学総合体育大会において優勝したとき

- 文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で作品、公演等が全国規模の審査等で賞を受けたとき
- ボランティア活動、人命救助、犯罪防止又は火災防止等で国内外の公的機関等において表彰されたとき

6 懲 戒

徳島大学では、性行不良で改善の見込みがないと認められる者、正当な理由がなく出席が常でない者及び本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者は、大学の規律の維持、又は学生に対する教育上の必要から、懲戒処分を科すものとなっております。

懲戒処分の種類及び量定は下表及び過去の懲戒処分の例を参考に決定します。

区 分	非違行為の種類	懲戒の種類
刑罰法規に 抵触する行為	凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為（殺人、強盗、性暴力等 [*] 、誘拐、放火など）	退学
	傷害、窃盗、恐喝、横領又は詐欺行為	退学又は停学
	麻薬、覚せい剤等の薬物犯罪行為（不正所持又は使用をいう。）	退学又は停学
	賭博行為	停学又は訓告
	痴漢行為（のぞき見、盗撮行為などを含む。）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう。）又はストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正又は不適切な使用	停学又は訓告
交通法規に 違反する行為	無免許運転、飲酒運転、危険運転などの悪質な交通法規違反で死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合	退学
	無免許運転、飲酒運転、危険運転などの悪質な交通法規違反で人身事故を起こした場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、危険運転などの悪質な交通法規違反	停学又は訓告
単位認定試験等における不正行為	本学が実施する単位認定試験等における不正行為	停学又は訓告
研究活動上の不正行為	研究活動におけるねつ造、改ざん又は盗用	退学又は停学
人権を侵害する 行為	セクシャルハラスメント [*] 、アルコールハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為を執拗に繰り返した場合	退学又は停学
	セクシャルハラスメント [*] 、アルコールハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為	停学又は訓告
その他	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	大学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	故意に他人の物を損壊した場合	停学又は訓告

傷害するに至らない暴力行為	停学又は訓告
本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火、不法改築等	停学又は訓告
未成年に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	退学、停学又は訓告

※セクシャルハラスメント、性暴力等の定義は、徳島大学における人権の擁護等に関する規則に定める定義に準ずる。

授業料免除・奨学金等

1 授業料免除

1 授業料免除

本学の授業料免除制度は、学部学生には国の高等教育修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）、大学院生には大学独自の授業料免除制度があります。対象者や手続き等詳細については、本学ホームページでご確認ください。

※受付期間等については、本学ホームページ、教務システムのお知らせ等で通知します。申請期間を過ぎてからの受付はできませんので、ご注意ください。

2 奨学金

学業成績が優れかつ健康であって、経済的に困窮し、修学に支障をきたす者には、願い出に基づき選考の上、奨学金が給付又は貸与されます。

奨学生に採用されても、学業成績または修学態度などの状況により奨学生として不適当と認められた場合には、奨学金の廃止・停止その他の処置がとられるので、十分注意して勉学に励んでください。

本学が取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金があります。

● 日本学生支援機構貸与型奨学金 ●

日本学生支援機構奨学金は「第一種奨学金（無利子貸与）」と、「第二種奨学金（有利子貸与）」があります。

1 出願資格

大学及び大学院生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により著しく修学困難と認められる者

2 奨学金の種別、貸与月額及び募集時期

奨学金の種別により貸与月額が異なります。奨学金の制度及び詳細について、日本学生支援機構のホームページから最新の情報を確認してください。

日本学生支援機構ホームページ： <https://www.jasso.go.jp/>

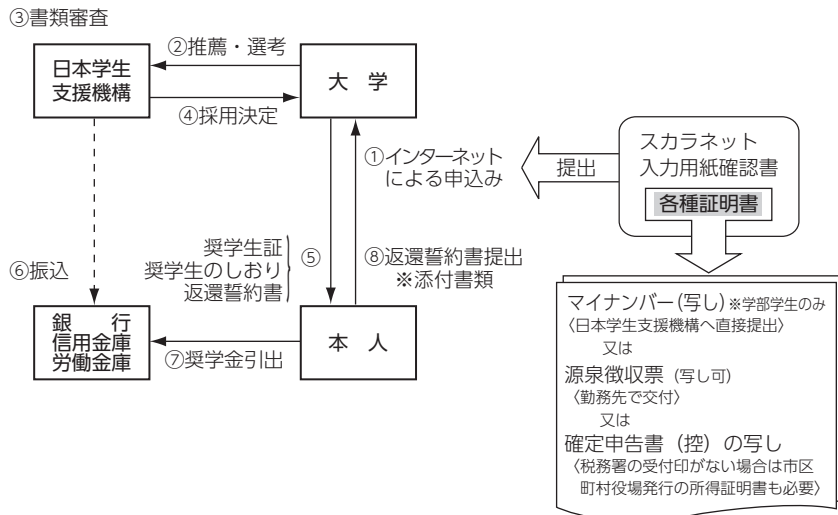


日本学生支援機構奨学金の定期採用の募集を毎年4月上旬に、教務システムのお知らせや掲示板等により周知します。希望する学生は募集内容及び申請方法を確認の上、お申し込みください。

また、大学院へ進学予定の方へ向けた奨学金の申込（大学院予約）については、9月下旬頃に、通知予定です。

3 申込みから振込みまで

大学へ申し込んでから奨学金が振り込まれるまでは次のとおりです。



(注) ※ 1. 返還誓約書の提出にあたっては、インターネットによる申込み時に選択した保証制度に応じて次の書類が必要となります。

《人的保証制度を選択した場合(連帯保証人をたてた場合)》
 奨学生本人の住民票(マイナンバー(写し)を提出した場合は不要)
 連帯保証人の印鑑証明書及び収入に関する証明書
 保証人の印鑑証明書

《機関保証制度(一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証する制度)を選択した場合》
 奨学生本人の住民票(マイナンバー(写し)を提出した場合は不要)
 保証依頼書

2. 返還誓約書が所定の期限までに提出されない場合には、既に振込済みの奨学金を戻らせてうえで採用取消となります。

4 入学後の手続き

(1) 大学又は大学院奨学生として予約採用されている人は、「採用候補者決定通知」を担当係へ提出し、識別番号(ユーザーID、パスワード)を受け取って、「進学届」をインターネットで入力してください。

採用候補者決定通知の提出場所、提出期限等は、掲示によりお知らせしますので、注意してください。

(2) 過去に奨学金を受けていた人は、入学後、在学期間中の返還猶予を受けるため、所定の「在学届」を4月末までに必ず担当係へ提出してください。留年、休学等により修業年限が延長された場合は、改めて「在学届」を提出してください。

5 貸与期間

奨学金の貸与期間は、大学の定める正規の最短修業年限の終期までで、留年、休学等により修業年限が延長された場合の期間延長は認められません。また、在学期間中でも学業成績不振等のため、廃止・停止等の処置がとられることがあります。

6 奨学金の交付

奨学金は、原則として、毎月1回11日に当月分が本人の指定した銀行口座に振込まれます。ただし、4月分は4月下旬に、5月分は5月中旬に振込まれます。

7 奨学生適格認定

奨学生は、毎年冬（12月～1月頃）に「奨学金継続願」をインターネットで入力する必要があります。これを怠ったときは、奨学生としての資格が廃止される場合がありますので注意してください。

8 異動と届出

休学・転学・退学・死亡・改姓等により異動が生じたときは、ただちに所定の様式により届け出なければなりません。

9 奨学金の返還

奨学金は貸与であり、卒業・退学後には返還の義務があります。この返還金は新たな奨学生に貸与する奨学金の財源となるので、定められた期間内に必ず返還しなければなりません。返還は、貸与金額に応じて定められた金額を月賦、月賦・半年賦併用、又はその他の定める割賦方法で返還することになります。ただし、第二種奨学金については利子がつきます。この利子は、卒業後割賦金に上乗せして返還することになります。

10 特に優れた業績をあげた大学院生を対象とした返還免除制度

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全額又は一部の返還が免除される制度です。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等を含め評価されます。

機構による免除者の認定は、学長から推薦のあった学生について、その専攻分野に関する論文その他の業績を総合的に評価することにより行われます。

本制度の申請希望者は、当該大学院の課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究活動の特性を踏まえた具体的な評価項目、評価方法を定めていますので、担当係にお問い合わせください。

● 日本学生支援機構給付型奨学金 ●

2020年度より、国が実施する「高等教育の修学支援新制度」として、新しい給付奨学金制度が実施されています。対象は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生です。支援の対象者は、日本学生支援機構の給付奨学金が支給されるほか、大学の授業料等減免支援も受けることができます。

申し込みや手続き等については、その都度教務システムや掲示板等でお知らせします。

制度についての詳細は、文部科学省や日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

なお、「奨学生採用候補者決定通知」をお持ちの方は、19ページ「4. 入学後の手続き」(1)を参照ください。

● その他の奨学金 ●

日本学生支援機構奨学金のほか、地方公共団体奨学金及び民間企業等の出資による民間団体奨学金などの多様な奨学金制度があります。

募集等の条件は、団体により種々異なり、大学を通して募集するものと、市町村等の奨学制度で直接募集するものがあります。

大学に募集案内が届いた場合は、その都度教務システムや掲示板等でお知らせしますので、総合科学部・理工学部・生物資源産業学部は学務部学生支援課経済支援係、医学部は医学部学生係、歯学部・薬学部は所属学部の学務係にお問い合わせください。

また、日本学生支援機構のホームページに、全国の地方公共団体や民間団体の奨学金情報が掲載されていますので、参考にしてください。

掲載 URL: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html>



3 学生金庫

本学に在学する学部学生及び大学院生で学資について経済的に窮迫している人又は緊急の出資を必要とする事情にある人に対し、一時的に援助するものです。

貸付金は、無利子・無担保で1人当たり10万円を限度とし、貸付期間は90日以内です。

貸付を受けたい場合は、徳島大学学生後援会（学務部教育支援課内）、又は所属学部の学務係・教務係の窓口で相談してください。

4 学生後援会

本学では、皆さんが豊かで快適な学生生活が送れるよう、学生と教職員が相互扶助の精神の下で、一体となって組織する「徳島大学学生後援会」（愛称：UTSAF〔ユティセフ〕）を設置しています。

本会は、次の7事業を企画・実施することで、皆さんの入学時から卒業に至るまでの学生生活を側面から支援するとともに、人格・見識とも優れた社会人の養成及び国際社会に貢献できる人材の養成を支援することを目的としており、皆さんにその恩恵を有形無形に還元しています。

具体的には、次の事業を計画・実施します。

- 学生の正課教育の充実に関する事業（例：学生の指導、助言の支援等）
- 学生の課外活動の育成に関する事業（例：体育系・文化系サークルの補助等）
- 学生の就職活動に関する事業（例：就職開拓の支援・充実等）
- 学生の国際交流に関する事業（例：留学生交流事業の支援等）
- 学生の表彰に関する事業（例：体育・文化活動等の表彰）
- 学生の不測の事態に関する事業（例：学生の事故等に対する積立）
- その他本会の目的達成のための必要な事業

会費等は、会則により入会金3,000円、会費は一年間2,000円となっており、入学手続き時に、修業年限分を一括納入していただくこととなっています。

学生後援会支出基準

	事業計画	申請者等	備 考															
正課教育の充実	新入生等合宿研修助成	各学部学生委員	新入生全員……1人あたり 2,000円															
	語学教育支援助成	受験者	語学（母語以外の語学）の検定等を受験する学生への補助 ……1件あたり 1,000円															
			TOEIC 受験料が賛助会員価格となる															
学生の海外派遣支援助成（留学期間 28 日以上）	国際課	大学院生……1人あたり 50,000円 学部学生……1人あたり 30,000円																
課外活動	公認団体への補助	全学サークル …学生支援課 学部サークル …各学部	定 額……1サークルあたり 12,000円 加算額……1人あたり 500円															
	地区体育大会等への補助金並びに積立金	学生支援課	◎非当番校時にかかる費用に対する補助金（学生旅費補助基準）															
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">開催場所</th> <th style="width: 70%;">補 助 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四国地域</td> <td>1人あたり 3,000円</td> </tr> <tr> <td>中国地域</td> <td>1人あたり 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	開催場所	補 助 金	四国地域	1人あたり 3,000円	中国地域	1人あたり 5,000円									
	開催場所	補 助 金																
四国地域	1人あたり 3,000円																	
中国地域	1人あたり 5,000円																	
*役員会及び定期評議員会に出席するための補助金とする。 ◎国民体育大会、全国大会等への出場に要する費用への補助金 *団体、個人に出場する選手補助金 ……1人あたり 4,000円 ◎四国地区大学総合体育大会参加者への補助金 ……1人あたり 2,700円 （競技種目により別途加算有） ◎音美連参加者への補助金 ……1人あたり 2,500円 ◎中・四国地区以上の大会等の主催校としての開催に要する費用への補助基準																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;"></th> <th colspan="2" style="width: 40%;">全学対象の大会</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">特定学部対象の大会</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">参加人数</th> <th style="width: 15%;">50人以上</th> <th style="width: 15%;">50人未満</th> <th style="width: 10%;">50人以上</th> <th style="width: 10%;">50人未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中・四国大会 西日本大会 全 国 大 会</td> <td>70,000円</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				全学対象の大会		特定学部対象の大会		参加人数	50人以上	50人未満	50人以上	50人未満	中・四国大会 西日本大会 全 国 大 会	70,000円	50,000円	50,000円	30,000円	
	全学対象の大会			特定学部対象の大会														
	参加人数	50人以上	50人未満	50人以上	50人未満													
中・四国大会 西日本大会 全 国 大 会	70,000円	50,000円	50,000円	30,000円														
育 成	学生の諸行事への補助	学生支援課	◎大学祭補助 *パンフレット 蔵本地区 300,000円 常三島地区 300,000円 *講演会開催費用補助 蔵本地区 150,000円 常三島地区 200,000円 *五月祭補助……70,000円 ◎寮祭への補助金 *晨鐘寮……10,000円 *藍香寮……10,000円 *友朋寮……10,000円															

学 生 表 彰	表彰及び記念品等助成	学生支援課	<p>学生委員会で学生表彰を承認された団体、個人に記念品料を贈る。</p> <p>①優秀な学業成績・研究成果をあげた者 団体 50,000円 個人 30,000円</p> <p>②課外活動において特に顕著な成績をあげた者 *全国大会 団体 1位 50,000円 (30,000円) 2位 40,000円 3位 30,000円 個人 1位 30,000円 (10,000円) 2位 20,000円 3位 10,000円</p> <p>()は西日本大会、中・四国大会等及び四国地区大学総合体育大会の優勝者</p> <p>③社会活動において高い評価を受けた者 団体 50,000円 個人 30,000円</p>
------------------	------------	-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 国の教育ローン (日本政策金融公庫)

入学金、授業料、教科書代、アパートの敷金・家賃など、入学時や在学中に必要な資金を融資する公的な制度として、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」があります。融資金額は、学生1人につき350万円以内、返済期間は15年以内です。

詳しくは、「国の教育ローン」コールセンター（0570 - 008656（ナビダイヤル）又は03（5321）8656）までお問い合わせください。

● 日本政策金融公庫国民生活事業ホームページアドレス

<https://www.jfc.go.jp/>



福利厚生

1 住 居

● 学 生 寮 ●

本学には、次の3寮があります。

農 鐘 寮 藍 香 寮 友 朋 寮

1 各寮の概要

(令和6年4月現在)

	農 鐘 寮	藍 香 寮	友 朋 寮
所在地	徳島市城南町1丁目	徳島市城南町1丁目	徳島市中常三島町2
電話番号	(088) 652 - 2184	(088) 652 - 2184	(088) 625 - 3154
収容定員	21人	16人	34人
対象学生	男子学部学生(留学生を含む) ※欠員がある場合は大学院生も入寮可能	女子学部学生(留学生を含む) ※欠員がある場合は大学院生も入寮可能	女子学部学生(留学生を含む) ※欠員がある場合は大学院生も入寮可能
建築年度	昭和45年度	昭和45年度	昭和46年度
建物構造	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート3階建
居室様式	洋室 21室 1人部屋 15㎡	洋室 16室 1人部屋 15㎡	洋室 34室 1人部屋 15㎡
付属施設	新聞図書室・集会談話室・ 委員室・自炊室・浴室・ 洗面給湯室・洗濯乾燥室	集会談話室・自炊室・ 浴室・洗面給湯室・ 洗濯乾燥室	談話室・集会室・自炊室・ 浴室・洗濯乾燥室
寄宿料(月額)	5,900円	5,900円	5,900円

※寄宿料の改定があった場合は、改定後の額が適用されます。

2 入寮募集

募集人員 各寮とも欠員数に応じた人員を募集します。

募集時期 新生を対象に入学試験時に募集しますが、欠員が生じたときには臨時に募集を行うことがあります。

3 諸経費

光熱水料は、寮によって異なりますが、月額平均7,000～10,000円程度です。

● 蔵本 宿 舎 ●

蔵本キャンパス内に日本人学生と外国人留学生等混住（マンションタイプ）の宿舎があります。

1 宿舎の概要

所 在 地	徳島県徳島市蔵本町 2 丁目 50 番地の 1（蔵本キャンパス内）
入 居 対 象	日本人学生（正規生）・留学生・外国人研究者 ※留学生・外国人研究者は国際課ホームページ 参照のこと
収 容 定 員	42 人（日本人学生定員 19 人）
建 築 年 度	令和 2 年度
建 物 構 造	鉄筋コンクリート 4 階建（3, 4 階が居室部分）
居 室 様 式	洋室（1 人部屋）38 室（うち、バリアフリー室 2 室） シェアルーム（2 人部屋）2 室
居 室 内 設 備	エアコン・冷蔵庫・洗濯機・ベッド・机・椅子・キッチン（IHヒーター）・ ワードローブ・シューズボックス・ユニットバス（トイレと一体型）
付 属 施 設	談話室
寄 宿 料	月額 28,000 円（内訳 室料 25,000 円、共益費 3,000 円） ※ 2 人部屋は一人当たり上記金額
諸 経 費	電気、水道、ガス料金は別途負担

2 入居募集

募集時期は宿舎内での欠員数に応じた人員を募集します。

● アパート・マンション等 ●

アパート・マンション等の斡旋は、徳島大学生生活協同組合（生協）が、民間の提携不動産業者の物件もあわせて紹介しています。また、生協以外の近隣の不動産業者も斡旋していますので、ご利用ください。

家賃については、地域差、部屋の設備の程度、契約条件等によって多少の開きがあります。具体的には、常三島地区キャンパス生協事務所（☎ 088 - 652 - 1073）へご相談ください。

2 アルバイトの情報提供

勉学を継続する上でアルバイトを必要とするみなさんのためにアルバイトの情報提供を徳島大学生生活協同組合が行っています。

徳島大学アルバイト情報サイト（とくバイト）<https://tokubaito.com/> にパソコンやスマホから接続すると、アルバイト情報を随時検索することができます。

希望学生は、上記のとくバイトサイトで検索し、直接求人先へ連絡してください。条件等が求人情報の内容と異なっていた場合は、当該アルバイトを断るとともに下記に連絡してください。また、都合が悪くなった場合は、求人先に必ず連絡し了承を得てください。

アルバイトに従事するにあたっては、学業に支障をきたさないように心がけてください。

（連絡先）徳島大学生生活協同組合事務所（電話）088 - 652 - 1073

※なお、大学構内でのアルバイト等の営業活動（チラシ配付を含む）は原則禁止です。

3 食堂・売店等

● 学生食堂 ●

常三島には、総科地区に第一食堂キララ、理工学地区に第二食堂クリアがあり、蔵本には、蔵本会館内にさくら、医学基礎A棟にくららがあります。

● 売店（書籍） ●

売店は、学生会館内、工業会館内及び蔵本会館内にあり、書籍、文房具、弁当、日常生活用品等を販売しております。

地区	位置	名称	サービス内容	営業時間*		事業主
				平日	平日以外	
常三島	総科地区 (助任の丘東側)	Dining キ・ラ・ラ (第1食堂)	朝食から夕食まで提供するカフェテリア食堂。毎月企画メニューが充実。	8:00～ 20:00	土:11:30 ～14:00 日祝:休業	徳島大学 生協
		kirara's ベーカリー	お昼限定で焼きたてのパン屋さん。フルーツサンドやカレーパンが人気。	10:00～ 14:00	休業	
		ショップ	お弁当やお菓子から、コンピュータ、文具や教科書、旅行など何でも揃う。	8:15～ 18:00	休業	
		本部事務所	生協・共済加入や共済給付手続き、お部屋探し、その他総合窓口。	10:00～ 17:00	休業	
	理工学地区 (シンボリストリート)	カフェ さんじょ	ホットサンド、コーヒーなどのカフェメニューを提供。	11:00～ 14:00	休業	
	理工学地区 (工業会館内)	えみり	お菓子や文具のほか、唐揚げ、ポテト、デザートも提供するミニコンビニ。	11:00～ 14:30	休業	
	理工学地区 (工業会館西側)	クリア (第2食堂)	しっかり食べたい！に応えボリュームあるテイクアウトメニューを提供。	11:00～ 14:00	休業	
蔵本	蔵本会館 1階	さくら	朝食から夕食まで提供するカフェテリア食堂。毎月企画メニューが充実。	9:00～ 18:00	休業	
		しょこら	コンピュータ、文具や教科書、旅行など何でも揃う。	8:15～ 18:00	休業	
		らくら	お弁当やお菓子・ドリンク、などを提供するミニコンビニ。	9:00～ 18:00	休業	
	医学基礎A棟 1階	くらら	作り立てのホット弁当やお菓子・ドリンク類を提供するミニコンビニ。	8:30～ 18:00	休業	

※営業時間は休業期間やBCPの状況により変更することがあります。最新の情報は「maruco」で確認することができます。

《生協のことがまるっとわかる情報サイト「maruco」》

教科書等の大切な情報のほか、いま営業している店舗はどこ？来週の営業スケジュールは？今週の企画メニューは？などがすぐわかります。⇒ <https://vsign.jp/tokudai/maruco>



健康・相談について

～キャンパスライフ健康支援センター～

1 保健管理センター（保健管理部門）

保健管理センター（保健管理部門）は、学生及び教職員の心身の健康の保持増進をはかる部門です。施設内には健康の維持・管理のための測定機器が備えられており、自由に利用することができます。



● 健康診断 ●

1 定期健康診断

定期健康診断は学生の皆さんの健康の保持増進をはかるために毎年春に実施しています。

健康診断を受診することで自身の体の状態を把握でき、異常の早期発見につながります。年に1度必ず受診しましょう。就職活動、各種実習、体育大会出場時など、健康診断証明書を求められることがありますので必要な方は必ず受診するようにしてください。



2 健康指導

健康診断の結果、異常が発見された場合に再検査を行い、必要がある場合は保健指導や病院紹介等を行っています。対象者には個別に呼び出しを行っていますので指定の日時に保健管理部門までお越しください。

3 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受診した学生を対象とし、健康診断の結果を記載した健康診断証明書を発行しています。各学部設置の諸証明書自動発行機で発行することができます。

※諸証明書自動発行機で発行できない場合は保健管理部門で発行します。（蔵本地区は各学部の学務係に連絡してください。）



4 特殊健康診断

実験・研究等で放射線に被曝するおそれのある学生や化学薬品を取り扱っている学生を対象に特殊健康診断を行っています。日時や場所は対象となる学生に事前に連絡しますので受診してください。



● 診療について ●

体調のすぐれないときや怪我をしたときには医療スタッフによる診察や処置を受けることができます。また、休養室があるので休むこともできます。

必要時には近隣の医療機関の情報提供や紹介も行っています。

医師の診察を希望する場合は、問い合わせまたはホームページで診察日をご確認ください。



● メンタルヘルス ●

人間関係、学業や進路、自分自身の性格などが要因で精神的な不調や体の不調が現れることがあります。悩みやストレスがあり誰にも相談できないとき、精神科医師が解決に向けて相談に応じます。個人のプライバシーが守られ、ゆっくりお話ができるよう予約制をとっていますので、診察希望のキャンパスへ来所または電話でお問い合わせください。



● ワクチン接種 ●

医療機関で実習を行う学生を対象にB型肝炎ワクチンの接種を行っています。対象となる学生には接種の日程について連絡がありますので、所属する学部の手配に従ってください。

毎年秋にはインフルエンザワクチンの接種を行っていますので、希望する方は予約のうえ接種を受けてください。

● 感染症について ●

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などの感染症に罹患した場合は、所属する各学部へ連絡してください。上記以外にも感染症に罹患しどうすればいいのかわからないときや体調不良の相談、受診できる医療機関がわからない場合などは保健管理部門へ電話でご相談ください。

2 総合相談室（総合相談部門）

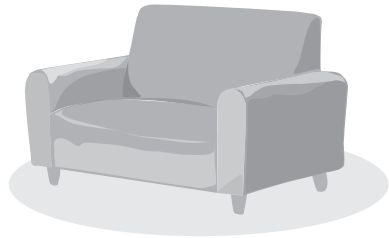
総合相談部門は、修学・履修、進路・就職、人間関係、精神的な問題、法律関係、ハラスメントや性暴力など、学生生活にまつわる多種多様な相談を受けています。総合相談部門は、常三島キャンパスと蔵本キャンパスにそれぞれ設置しています。

悩みや問題が大きくなる前に、総合相談部門に立ち寄ってください。お話を聞きながら、少しでも悩みや問題が軽減できるよう一緒に考えていきたいと思えます。秘密は厳守されます。安心して相談してください。

○どんな相談にのってもらえますか？○

☆履修、修学、進路などの学業上の問題

- ・履修の仕方が分からない。
- ・今の学科が自分に合っているように思えない。
- ・勉強や研究のことで悩んでいる。
- ・進路や就職のことで悩んでいる。



☆人間関係や精神的な悩み

- ・話し下手で友達ができない。
- ・人間関係（友達・教員・異性）で悩んでいる。
- ・自分に自信が持てない。
- ・他人にどう見られているのか気になる。
- ・家族のことで悩んでいる。

☆悪質商法やネットトラブルなど

- ・携帯電話で不当な請求を受けた。
- ・友人からマルチ商法と思われるアルバイトを紹介されたが…。
- ・訪問販売で契約したが、解約できるか？



☆セクハラ、アカハラなどのキャンパス・ハラスメント

- ・インターネットでいやらしい画面を見る人がいて、不快である。
- ・教員が講義中に卑猥な冗談や比喩を言う。
- ・指導の際にすべてを否定する言い方をされ、自信がなくなった。
- ・学生によって指導に差があり、十分な指導を受けていないと感じる。

☆一人暮らしや生活上でのトラブル

- ・イタズラ電話や窃盗などの被害にあった。
- ・ストーカー被害または性暴力被害にあった。
- ・カルトと思われる宗教の勧誘にあった。

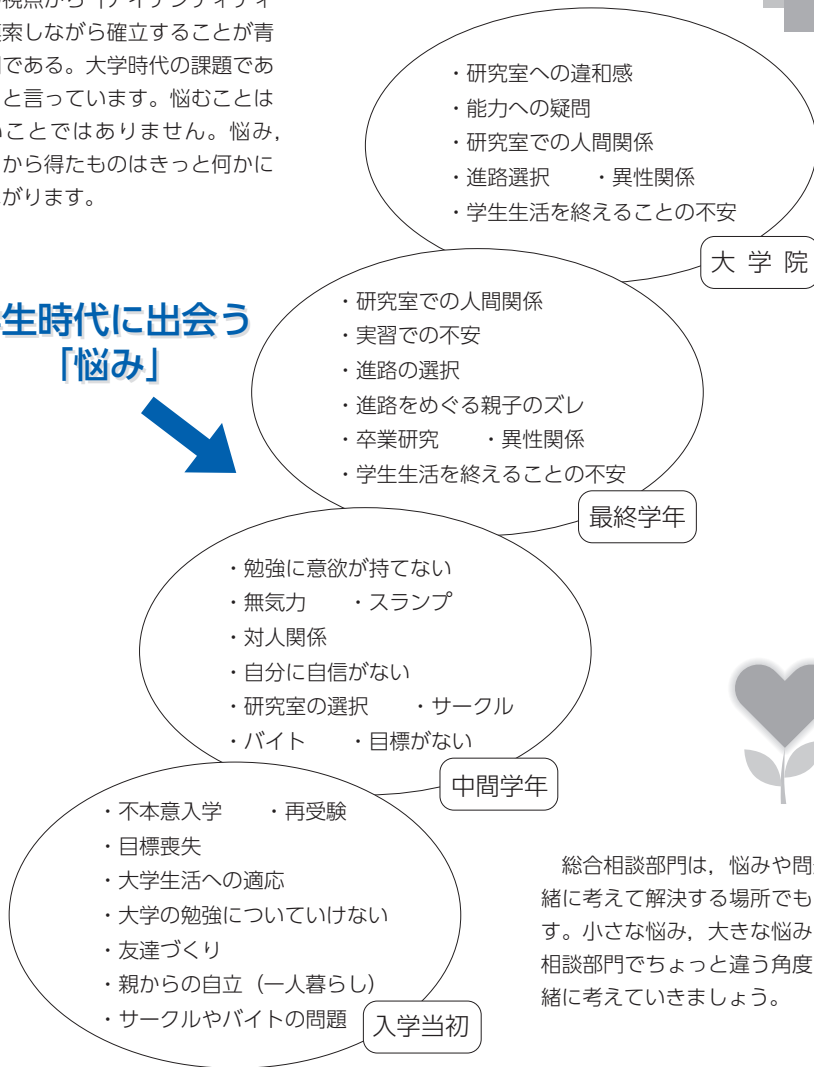
『総合相談部門』が充実した学生生活を応援します！

○「自分のこと」見つめ直してみませんか○

学生時代は、様々な悩みにぶつかります。学生時代は、自分のことを知る大切な時間です。精神分析家のエリクソンはライフサイクルの視点から「アイデンティティを模索しながら確立することが青年期である。大学時代の課題である」と言っています。悩むことは悪いことではありません。悩み、そこから得たものはきっと何かにつながります。




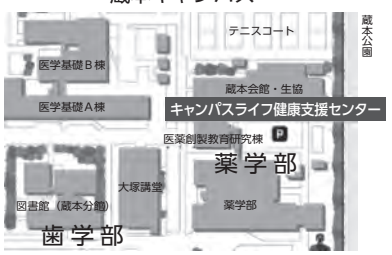
学生時代に出会う「悩み」



総合相談部門は、悩みや問題を一緒に考えて解決する場所でもあります。小さな悩み、大きな悩み…総合相談部門でちょっと違う角度から一緒に考えていきましょう。



● キャンパスライフ健康支援センターの場所・利用時間 ●

開設時間（利用時間） 月～金 8:30～17:15	
常三島キャンパス  <p>〒770-8502 徳島県徳島市南常三島町1丁目1 教養教育5号館1F</p>	蔵本キャンパス  <p>〒770-8505 徳島県徳島市庄町1丁目78-1 蔵本会館2F</p>

●保健管理部門

TEL 088-656-7289 FAX 088-656-7290 (常三島)

TEL 088-633-7591 FAX 088-634-6435 (蔵本)

E-mail hokencenter@tokushima-u.ac.jp ホームページ <https://www.tokushima-u.ac.jp/hssc/kenko/>

●総合相談部門

予約制となっていますので下記までご連絡下さい。少し休憩したい等の一時利用は予約は不要です。

TEL 088-656-7637 (常三島・蔵本共通) E-mail hssc.counseling@tokushima-u.ac.jp

Forms での申込も受け付けています。(<https://forms.office.com/r/B73NjexJmd>)

ホームページ <https://www.tokushima-u.ac.jp/hssc/consultation/>

3 アクセシビリティ支援室

障がいや病気のために修学や学生生活に支援が必要なとき、ご相談ください。

●アクセシビリティ支援室

〒770-8502 徳島県徳島市南常三島町1丁目1
教養教育4号館1階

利用時間：8:30～17:15 (土日祝を除く)

TEL 088-656-9957

E-mail syugakusien@tokushima-u.ac.jp

ホームページ <https://www.tokushima-u.ac.jp/hssc/aso/>



保険制度

1 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、学生が教育研究活動中及び通学中に、不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合の災害補償制度として、公益財団法人日本国際教育支援協会が損害保険会社と契約して実施しているものです。

本学では、入学時に全学生（学部生及び大学院生）が加入することになっています。

ただし、留年等により修業年限を超える場合は、新たに加入する必要があります。

窓口は総合科学部・理工学部・生物資源産業学部が学務部学生支援課、医学部・歯学部・薬学部が所属学部の学生係・学務係となっています。（大学院生も同様です。）

概要は、次のとおりです。

● 保険料と保険期間（所定の修業年限） ●

下記の該当する保険料は、入学時の諸経費に含まれています。

学部名	学科名等	保険期間	保険料
総合科学部		4年	3,300円
医学部	医学科	6年	4,700円
	医科栄養学科	4年	3,300円
	保健学科	4年	3,300円
歯学部	歯学科	6年	4,800円
	口腔保健学科	4年	3,370円
薬学部		6年	4,700円
理工学部	（昼間主）	4年	3,300円
	（夜間主）	4年	1,400円
生物資源産業学部		4年	3,300円

研究科名	専攻名	課程の別	保険期間	保険料
創成科学研究科	地域創成専攻	博士前期課程	2年	1,750円
	臨床心理学専攻	博士前期課程	2年	1,750円
	理工学専攻	博士前期課程	2年	1,750円
	生物資源学専攻	博士前期課程	2年	1,750円
	創成科学専攻	博士後期課程	3年	2,600円
医学研究科	医科学専攻	修士課程	2年	1,790円
	医学専攻	博士課程	4年	3,370円
口腔科学研究科	口腔保健学専攻	博士前期課程	2年	1,790円
		博士後期課程	3年	2,650円
	口腔科学専攻	博士課程	4年	3,370円
薬学研究科	創薬科学専攻	博士前期課程	2年	1,750円
		博士後期課程	3年	2,600円
	薬学専攻	博士課程	4年	3,300円
医科栄養学研究科	医科栄養学専攻	博士前期課程	2年	1,790円
		博士後期課程	3年	2,650円
保健科学研究科	保健学専攻	博士前期課程	2年	1,750円
		博士後期課程	3年	2,600円

※歯学部、医学研究科、口腔科学研究科、医科栄養学研究科に在籍する学生は、次の特約を付帯しています。

● 接触感染予防保険金支払特約 ●

臨床実習中に、針刺し事故などで感染症の病原体に予期せず接触し、感染症予防措置を行った際、1事故につき15,000円が支払われます。

保険料【接触感染予防保険金支払特約】

保険期間	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	6年間
保 険 料	20円	40円	50円	70円	80円	100円

● 保険の内容と保険金 ●

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金 医師の治療を受けた場合	入院加算金 180日限度
正課中・学校行事中	2,000万円	程度に応じ 120万円～3,000万円	治療日数1日以上が 対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円
上記以外で学校施設内 にいる間	1,000万円	程度に応じ 60万円～1,500万円	治療日数4日以上が 対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円
通学中、学校施設等 相互間の移動中			治療日数14日以上が 対象 3万円～30万円	1日につき 4,000円
課外活動（クラブ活 動）を行っている間				

● 保険金が支払われる場合 ●（詳しくは約款によります）

1 正課中

講義、実験・実習、演習又は実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます。）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

■指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。

ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

■指導教員の指示に基づき授業の準備若しくは後始末を行っている間又は、授業を行う場所、大学の図書館・資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

2 学校行事中

■大学の主催する入学式、オリエンテーション、大学祭など教育活動の一環としての各種学校行事（学校の管理下で実施されるものを指し、学校が協力・後援するものは除きます。）に参加している間。

3 上記「正課中」又は「学校行事中」以外で学校施設内にいる間

■大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。ただし寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

4 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

■大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。ただし、山岳登山やハングライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除きます。

5 通学中

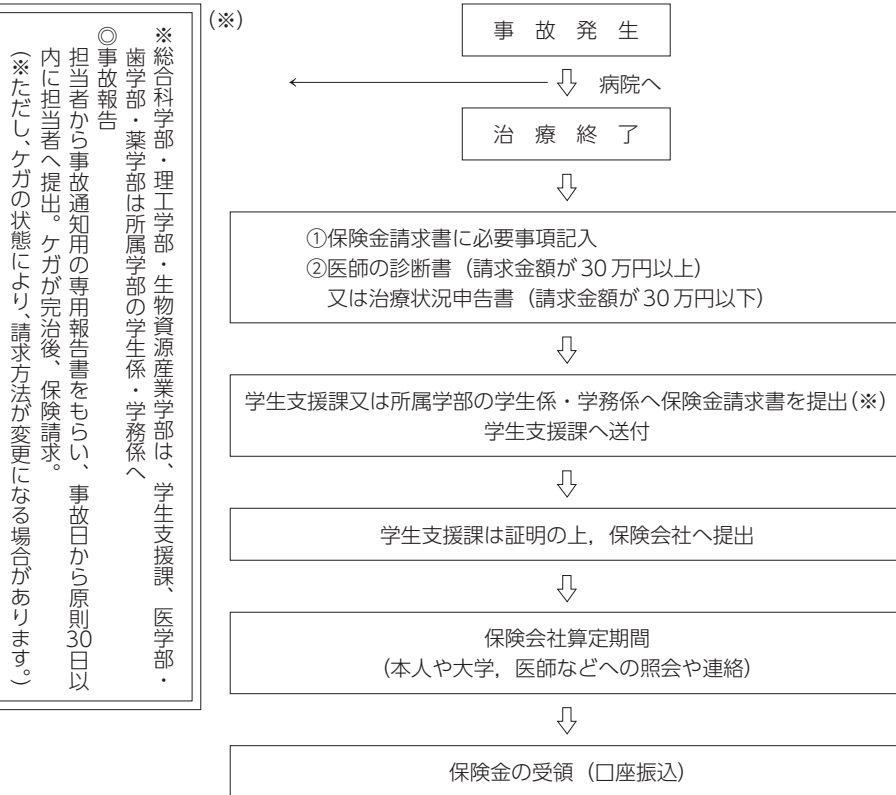
■大学の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経

路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間。

6 学校施設等相互間の移動中

- 合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、大学が教育研究のために所有、使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間。

● 保険金請求手続き ●



2 インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険

本学は、学校に届出があるインターンシップ、教職資格活動等で学生が万が一賠償責任を負った場合に備えて上記の賠償責任保険を導入し、その加入受付事務などを行っております。

なお、理工学部（※）及び生物資源産業学部の学部学生と大学院創成科学研究科（博士前期）の大学院生は全員加入することになっています。他の学生は任意加入です。またこの保険の概要は次のとおりです。

(※) 理工学部のうち「医光/医工融合プログラム」においては、上記のインターンシップ等に限定されない正課中等の活動を含む「学生教育研究賠償責任保険」に全員加入することになっています。

● 対象となる活動 ●

大学が、教育活動の一環として、正課、学校行事又は課外活動のいずれかに位置付ける国内でのインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復途中を対象とします。

● 賠償責任保険の内容 ●

国内において、学生が、正課、学校行事又は課外活動として、インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習又はボランティア活動を行う際に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

● 補償の対象者 ●

大学・大学院に在籍する学生で「学生教育研究災害傷害保険」に加入している学生に限ります。

インターンシップ中



①インターンシップ活動中、派遣先の機械を誤操作して他人をけがさせた。



②インターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し、誤って壊してしまった。

介護体験活動中



③介護等体験活動中、入浴していた老人を持ち上げようとし、誤ってけがさせた。

教育実習中



④教育実習中、実習先の学校のパソコンを落として破損させてしまった。

● 補償金額・保険料 ●

活動内容	正課、学校行事又は課外活動として行われる インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復途中
補償内容	対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度(免責金額0円)
保険料(1年間の場合)	210円

※インターンシップの内容や学部等により他のコース加入が必要な場合があります。

● 保険期間 ●

4月1日～翌年3月31日(1年間)

※理工学部及び生物資源産業学部の学部学生・大学院創成科学研究科(博士前期)の大学院生は、入学時に標準修業年限の期間加入しています。(留年等により修業年限を超える場合は、新たに加入する必要があります。)

● 補償の対象となる主な場合 ● (詳しくは約款によります)

1 対象となる活動中(往復途中を含む。以下同様。)に、次に掲げる事由により他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含む。以下同様。)を負わせ、又は他人の財物を損壊(滅失、毀損若しくは汚損)させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

■活動に伴い発生した偶然な事故

■活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事故(飲食物に限ります。)

■活動の結果に起因する偶然な事故

2 対象となる活動に伴って占有、使用又は管理する受託物の偶然な事由による損壊、紛失又は盗取(詐取を含む。)により、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

● 補償の対象とならない主な場合 ● (詳しくは約款によります)

1 被保険者の故意による事故

2 被保険者の心神喪失に起因する事故

3 自動車・昇降機・航空機・船舶・車両又は動物の所有・使用・管理に起因する事故

4 戦争・変乱・暴動・騒擾・労働争議による事故

5 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償責任事故

6 地震・噴火・津波による事故

7 生産物又は仕事の瑕疵に起因する当該生産物又は仕事の目的物の損壊自体の賠償責任

8 排水・排気に起因する事故

9 自転車・バイク・自動車・航空機・船舶・車両・動物・楽器・紙幣・有価証券・美術品・設計書などその他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難など

詳細については、学務部学生支援課(☎088-656-7078)又は各学部の学務係・教務係までお問い合わせください。

3 海外旅行保険

海外留学におけるさまざまな病気やケガをはじめ、不測のトラブルや事故に備えるため、包括契約に基づく本学指定の海外旅行保険に加入することになっています。

この海外旅行保険は、自宅出発から帰宅までの渡航期間をカバーしており、保険料については包括割引が適用されるため費用負担の軽減が図られています。

留学先大学の学生健康保険や滞在国の国民健康保険への加入が義務付けられている場合もありますが、本保険の加入により、現地学生健康保険・現地国民健康保険では対応できない場合(例えば、日本からの救済費用や個人賠償責任を請求された場合など)にも対応でき、かつキャッシュレス医療サービスを利用することもできるなど、突然生じる多額の費用負担やトラブルを未然に回避・早期解決することが可能となります。

また、実際に海外で病院を受診する際には、日本語対応が可能な医療機関での受診を希望される方も多く、特に、非英語圏では医療専門用語を現地言語で理解し医療行為を受けることが難しいケースも多くあるため、日本語のアシスタンスサービスや日本語対応の提携医療機関の紹介を受けられます。

学務部国際課(地域創生・国際交流会館4階)

☎ 088-656-7079

4 その他の各種保険

◆ 財団法人日本国際教育支援協会が取り扱う保険

● 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）●

学生教育研究災害傷害保険（学研災）加入者が学研災及び付帯賠償ではカバーされない学校管理下外のリスクに備えるために、追加して加入できる保険です。病気や日常生活のケガ、他人に対する賠償責任などが対象です。

申込・問合せ先

学生生活総合保険相談デスク

☎ 0120 - 811 - 806（土日祝日を除く 9:30～17:00）

◆ 徳島大学生生活協同組合（大学生協）が取り扱う保険等

大学生協組合員（一部その家族含む）が加入対象です。

● CO・OP 学生総合共済 ●

困ったときにお見舞い（共済金）を送ることを目的とした、学生同士の助け合いの制度です。自身におきた病気やケガを保障しています。

● 学生賠償責任保険 ●

他人に対する賠償責任（日常生活や正課の講義、実習等における事故）が対象です。一人暮らし特約では、借家人賠償責任の保障があります。

申込・問合せ先

徳島大学生生活協同組合 学生生活相談係

☎ 088 - 652 - 1073

◆ 公益財団法人スポーツ安全協会が取り扱う保険

● スポーツ安全保険 ●

4名以上のアマチュア団体・グループ（スポーツ、文化活動、ボランティア活動等の団体）が加入できます。活動中のケガや他人への賠償責任などを補償しています。

申込・問合せ先

スポーツ安全協会徳島県支部（徳島県スポーツ協会内）

☎ 088 - 655 - 3660

学生生活 Q&A

Q 学生証をなくしたときは？

A 学生証は本学の学生であることを証明する重要なもので、各種証明書の発行、図書館等の施設の利用、電子マネーなど様々な機能があります。紛失した場合は直ちに、生協の組合員アカウントマイページよりICカード利用停止申請するか、生協事務所(088-652-1073)に連絡してください。また、総合科学部・理工学部・生物資源産業学部の学生は学務部教育支援課教務情報係、医学部・歯学部・薬学部の学生は各学部教務係・学務係・学生係(教養教育の授業を受講している1,2年生は、学務部教育支援課教務情報係でも可)で学生証再交付願により手続きを行ってください。再交付手数料1,100円が必要です。**P12 参照**

Q 学割、在学証明書などはどこで発行してもらえますか？

A 学割は、諸証明自動発行機で在学証明書は、諸証明自動発行機又は証明書発行サービス(有料)で交付されます。諸証明自動発行機は常三島地区の教養教育4号館1階、理工学部共通講義棟(K棟)1階中央口、蔵本地区の医学基礎A棟1階、薬学部棟1階に設置していますので、ご利用の際には必ず学生証をお持ちください。**P15 参照**

Q 教室変更や休講情報を知りたいときは？

A 教室変更や休講情報など学生への連絡事項は、教務システムからの通知により行います。また、内容により、学生用メール、学生掲示板に掲示することによりお知らせしますので、毎日必ずチェックするよう心がけてください。

Q やむを得ない理由で授業を休む場合、欠席届はあるのですか？

A 病気、忌引きなどで授業を休んでも欠席届はありませんので、各授業担当教員に相談してください。上記の理由で学期末試験を受けられなかった場合は、追試験の実施を願い出ることができますので、教養教育科目については学務部教育支援課教養教育係、専門科目については各学部の学務係・教務係へ申し出てください。

Q 構内で落とし物をしたときは？

A 落とし物をした場所の近くにある事務室で預かっている場合がありますので、お近くの各事務室で尋ねてください。教務システムからも落とし物の一覧を確認できます。

Q 学内の施設(教室・グラウンド)などを借りたいときは？

A 総合科学部運動場は総合科学部学務係に願い出てください。教養教育4号館の講義室は学務部教育支援課教養教育係に、総合運動場、常三島体育館、学生会館、蔵本体育館、蔵本会館については、学務部学生支援課学生支援係までお問い合わせください。

Q 奨学金を受けたいときは？

A 日本学生支援機構、地方公共団体や民間奨学団体等の奨学金があり、募集は教務システムや掲示板等でお知らせします。日本学生支援機構の奨学金については、総合科学部・理工学部・生物資源産業学部は学務部学生支援課経済支援係、医学部・歯学部・薬学部は医学部学生係に申し出てください。その他の奨学金については、総合科学部・理工学部・生物資源産業学部は学務部学生支援課経済支援係、医学部は医学部学生係、歯学部・薬学部は所属学部の学務係に申し出てください。教務システムの「お知らせ」や掲示板をこまめに確認し、見落としのないよう注意してください。**P18 参照**

Q 生活費などが不足し、緊急にお金を借りたいときは？

A 本学には「学生金庫」という貸付制度があります。貸付金は無利子・無担保で、限度額は10万円、貸付期間は90日以内です。貸付を受けたい場合は学生後援会（学務部教育支援課内）、又は所属学部の学務係・教務係の窓口で相談してください。 **P 21 参照**

Q 寮に入りたいときは？

A 寮は毎年2月頃新生を対象に募集しますが、途中で退寮者が出たり、入居者が少ない場合には、追加募集をすることもあります。追加募集の連絡は掲示板にて行いますので、入寮を希望する方は定期的に確認してください。 **P 24 参照**

Q 健康診断証明書が必要になったときは？

A 諸証明自動発行機で交付されます。ご利用の際には必ず学生証をお持ちください。なお、毎年春に行われる定期健康診断を受診していないと発行できませんので、健康診断は必ず受けてください。 **P 27 参照**

Q 学生生活上の種々な困り事や悩みについて相談したいときは？

A キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門がサポートします。修学・履修上の問題、人間関係、自分の性格や行動、セクハラ・アカハラなどの人権問題、悪質商法など様々な相談にカウンセラー、法律アドバイザー、総合相談員が対応します。秘密は守りますので、一人で悩まないで気軽に利用してください。 **P 29 参照**

Q 課外活動中にケガをしたときは？ 通学中に事故に遭って入院したときは？

A 本学では、入学時に全学生が学生教育研究災害傷害保険に正規の修業年限期間加入しており、正課授業中、課外活動中あるいは通学中の事故やケガについて補償されます。窓口は総合科学部・理工学部・生物資源産業学部が学務部学生支援課学生支援係、医学部が医学部学生支援係、歯学部・薬学部が各学部学務係となっていますので、事故発生後は早めに連絡してください。また、学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）に加入している方は、学生生活総合保険相談デスク（P37参照）、CO・OP学生総合共済に加入している方は、生協事務所にお問い合わせください。 **P 32 参照**

Q 住所や電話番号を変更したときは？

A 緊急の連絡等に必要場合がありますので、変更があれば所属学部の学務係・学生係まで申し出の上、教務システムで登録してください。

Q 学内で盗難にあったときは？

A 学内で盗難にあった場合はすぐに、各学部の学務係・学生係へ連絡をしてください。盗難にあわないよう、現金・貴重品は必ず身につける、バイク・自転車を駐輪するときはカギをかけるなど、各自で十分な注意をしましょう。

Q アルバイトを紹介してほしいときは？

A 徳島大学生活協同組合が行っています。下記 URL をご覧ください。
徳島大学アルバイト情報サイト <https://tokubaito.com/>

Q 大学構内に駐車をしたいのですが。

A 本学では身体障害者等特別な事情のあるものを除き、自動車通学は原則として禁止しています。通学には自転車やバイク、公共交通機関をご利用ください。

Q 徳島市に気象警報が発表されたときは？

A 「暴風警報」, 「大雨警報」, 「大雪警報」, 「洪水警報」又は波浪特別警報を除く特別警報が午前7時に発表中の場合は午前の授業を, 午前11時に発表中の場合は午後の授業を, 午後4時に発表中の場合は夜間に開講される授業を休講とします。また, 授業開始後に警報が発表された場合は, 次の時限以降の授業を休講とします。ただし, 特別警報が発表された場合は, 直ちに休講とします。

P 110 参照

Q 休学をしたいときは？

A 病気などの理由により休学をしようとする場合には, 各学部の学務係・学生係・教務係に願ひ出てください。休学期間が満了になっても, なお引き続いて休学する必要がある場合は, 許可されている期間が終わるまでに, 休学の延長を願ひ出てください。なお, 休学は許可制であり, 許可までに相応の期間を要します。申請が遅くなると, 休学が希望日に出来なくなるので十分注意してください。

P 14 参照

Q 体調が悪くなったときは？

A キャンパスライフ健康支援センター保健管理部門では, 医師の診療時間内の診察や応急処置が受けられます。(ただし, 蔵本保健室は問い合わせが必要です。) また, 気分が悪いときは休養室で休むこともできます。

P 28 参照

Q インフルエンザや新型コロナウイルス感染症にかかったときは？

A 各学部の学務係・学生係へ電話・メールで問い合わせ, 授業欠席等の手続き・指示を受けてください。また, 教養教育科目を履修している場合は, 学務部教育支援課教養教育係にも連絡してください。

P 9 参照

Q 就職について困ったことがあるときは？

A 常三島地区にはキャリア支援室, 蔵本地区には蔵本会館2階にキャリア支援室蔵本分室があります。個別相談でキャリアカウンセリングやエントリーシートの添削, 個別面接練習ができるほか, 参考図書や問題集の貸出, 求人やインターンシップなどの情報提供を行っていますので, 就職活動をはじめの前から積極的に足を運んでください。

P 48 参照

Q 授業に関することが知りたいときは？

A 教養教育科目については, 学務部教育支援課教養教育係へ, 専門科目については, 所属学部の学務係・教務係へお問い合わせください。

P 9 参照

Q 教務システムのパスワードを忘れたときは？

A 情報センター, 又は所属学部の学務係・教務係へお問い合わせください。

P 9 参照

Q 授業料の引落とし口座を変更したいときは？

A 財務部常三島会計課経理係 088 - 656 - 8850, 又は財務部蔵本会計課経理係 088 - 633 - 9553 までお問い合わせください。

Q 氏名が変わったときは？

A 所属学部の学務係・学生係へ届け出てください。

3 課外活動

課外活動（サークル）団体	42
課外活動施設	44
課外活動用物品の貸出	45
課外活動の行事	45

課外活動（サークル）団体

学生生活を有意義に送るためには、勉学に励むとともに広い視野を求め、豊かな情報を身につけ、健康な心身を育成して、全人的な成長をはかることが大切です。各人の趣味や個性、あるいは生活条件に適応したサークル活動に自主的創作意欲をもってあたれば、必ず人格を幅広いものとし、学生生活は明るく潤いのあるものになるでしょう。

なお、大会・試合等の学外活動をする場合においては、徳島大学の学生であるという自覚を持って、本学の名を汚さぬよう行動するのは当然ですが、参加する大会や所属する協会等の大会規則・ルールの遵守に努めてください。

サークルに加入しようとするときは直接その団体に申し出てください。

以下の団体についての連絡先等は学生支援課学生支援係（088 - 656 - 9717）でお尋ねください。

1 体育系サークル団体

常三島地区（35 団体）

（令和6年3月1日現在）

番号	サークル名	助言指導教員	番号	サークル名	助言指導教員
1	ヨット部	山口 鉄生 総科	18	ユースホステル部	南川 慶二 教養教育
2	硬式庭球部	犬飼 宗弘 理工	19	空手道部	渡邊 健 理工
3	柔道部	和泉 唯信 医学	20	合気道部	三輪 昌史 //
4	バスケットボール部	Ⓞ村上 公一 理工 Ⓞ三浦 哉 総科	21	剣道部	河田 佳樹 //
5	卓球部	渡辺公次郎 理工	22	モダンダンス部	吉田 文美 総科
6	陸上競技部	中塚健太郎 総科	23	ハンドボール部	田村 隆雄 理工
7	ソフトボール部	村井啓一郎 理工	24	ゴルフ部	溝渕 啓 //
8	サッカー部	佐藤 充宏 総科	25	アメリカンフットボール部	安澤 幹人 //
9	サイクリング部	芥川 正武 理工	26	釣り部	河口 洋一 //
10	弓道部	山本 圭 生物資源	27	ラクロス部	渡部 稔 教養教育
11	水泳部	松香 芳三 歯学	28	軟式野球部	日下 一也 理工
12	バドミントン部	今井 昭二 理工	29	フットサル部	草野 剛嗣 //
13	ソフトテニス部	片山 貴文 //	30	自転車競技部	宇都 義浩 //
14	バレーボール部	真壁 和裕 //	31	徳島大学サーフィン部	佐原 理 総科
15	スキューバダイビング部	山中 亮一 県職災他	32	ボルダリング部	北岡 和義 教養教育
16	硬式野球部	櫻谷 英治 生物資源	33	自動車部	亀井克一郎 高等教育
17	拳法部	橋本 親典 理工	34	ボート部	渡邊 崇人 生物資源
			35	ラグビー部	安井 武史 理工

蔵本地区（13 団体）

（令和6年3月1日現在）

番号	サークル名	助言指導教員	番号	サークル名	助言指導教員
1	蔵本弓道部	秦 広樹 医学	8	蔵本バドミントン部	西岡 安彦 医学
2	蔵本合気道部	岩佐 武 //	9	蔵本バスケットボール部	吉川 幸造 //
3	蔵本剣道部	久保 宜明 //	10	蔵本卓球部	西岡 安彦 //
4	蔵本空手道部	和泉 唯信 //	11	蔵本ラグビー部	田中 克哉 //
5	蔵本柔道部	和泉 唯信 //	12	蔵本硬式庭球部	犬飼 宗弘 理工
6	蔵本硬式野球部	橋本 一郎 //	13	蔵本バレーボール部	岡久 稔也 医学
7	蔵本ソフトテニス部	森 健治 //			

2 文化系サークル団体

常三島地区（35 団体）

（令和 6 年 3 月 1 日現在）

番号	サークル名	助言指導教員	番号	サークル名	助言指導教員
1	交響楽団	南川 慶二 教養教育	19	アストロラブ	伏見 賢一 理工
2	演劇部	山口 裕之 総科	20	将棋部	金井 純子 //
3	写真部	岡本 敏弘 理工	21	デジタルアート研究部	光原 弘幸 //
4	美術部	平木 美鶴 総科	22	中国語サークル	大村 和人 教養教育
5	茶道部	浅田 元子 生物資源	23	ハンドメイド部	佐藤 裕 総科
6	ギターアンサンブル部	依岡 隆児 総科	24	競技かるた部	佐藤 裕 //
7	リーダークライス	南川 慶二 教養教育	25	アグリクラブ	宮脇 克行 生物資源
8	文学クラブ	休 部	26	作曲DTM研究部	大野 将樹 理工
9	東洋哲学研究会	近藤 和也 医学	27	狩猟サークル Revire Jact	内藤 直樹 //
10	書道部	矢部 拓也 総科	28	麻雀サークル Liber	岸本 幸治 生物資源
11	フルバンド部	山内 暁彦 //	29	ホスピタルアートクラブ	田中 佳 総科
12	ポップス研究会	大野 将樹 理工	30	Korean Club	橋本 智 高等教育
13	虎林図	大野 将樹 //	31	らぱっと編集部	休 部
14	フォーク村 (F.V.T)	鳥井 浩平 教育研究	32	学生ボランティア	福森 崇貴 総科
15	コンピュータクラブ	岸川 博紀 理工	33	就職支援団体 ACTIVE	上手 洋子 理工
16	イラストレーション研究部	河原崎 貴光 総科	34	焼きものサークル	休 部
17	放送研究会	矢部 拓也 //	35	e-Sports クラブ	寺田 賢治 理工
18	邦楽部	小野 公輔 理工			羅 成圭 教養教育

蔵本地区（5 団体）

（令和 6 年 3 月 1 日現在）

番号	サークル名	助言指導教員	番号	サークル名	助言指導教員
1	蔵本茶道部	竹谷 豊 医学	4	蔵本将棋部	福島 圭稜 薬学
2	蔵本軽音楽部	橋本 一郎 //	5	徳島大学医歯薬ボードゲームサークル Toy Soldier	田中 祐子 医学
3	蔵本外国語研究会	西良 浩一 //			

3 サポート系サークル団体

常三島地区（2 団体）

（令和 6 年 3 月 1 日現在）

番号	サークル名	助言指導教員	番号	サークル名	助言指導教員
1	学びサポート企画部	吉田 博 高等教育セ	2	阿波ビブリオパトルサポーター	依岡 隆児 総科

● 助言指導教員とは ●

〈助言指導の内容等〉

- ① 課外活動団体の活動方針に対する助言
- ② 課外活動団体が大学教育の範囲を逸脱しないための助言
- ③ 課外活動団体構成員間の交流への配慮及び助言
- ④ 課外活動団体の運営面での助言
- ⑤ 各種手続き書類の確認
- ⑥ 緊急時の連絡網の確認
- ⑦ 大学が実施する定期健康診断を必ず受診する指導
- ⑧ 課外活動団体の安全確保及び事故対応等、課外活動担当部署である学生支援課学生支援係との連携など

課外活動施設

課外活動施設の利用については、学生支援課学生支援係（088 - 656 - 9717）又は蔵本会館事務室にお問い合わせください。

1 学生会館・蔵本会館

- **常三島地区** ●
 - ・学生会館 多目的ホール，多目的室1～5，ボランティア支援室1～3
 - ・課外活動棟 会議室
 - ・音楽練習室1・2
- **蔵本地区** ●
 - 蔵本会館 多目的室1～5，和室

2 サークル部屋

常三島体育館 38 室，総合運動場 26 室，課外活動棟 5 室
蔵本地区 22 室

3 課外体育施設

- **常三島地区** ●
 - 常三島体育館 ハンドボール，バスケットボール，バレーボール，バドミントン，卓球，フットサル，柔道，剣道，空手道，合気道，拳法，モダンダンス
- **蔵本地区** ●
 - 蔵本体育館 合気道，剣道，空手道，柔道，バレーボール，バドミントン，バスケットボール，卓球
 - 弓道場
 - 蔵本運動場
 - テニスコート（オムニコート）5 面
- **総合運動場（北常三島町）** ●
 - 400 mトラック，フィールド（ラグビー，サッカー兼用）1 面，テニスコート（オムニコート）7 面，弓道場，トレーニングルーム
- **その他** ●
 - ボート艇庫（板野郡北島町高房），ヨット艇庫（鳴門市北灘町櫛木）

課外活動用物品の貸出

学生及びサークル団体が日常の課外活動を行う際の貸出用物品として、下記の品々を揃えています。利用希望団体は事前に学生支援課学生支援係まで申し出てください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、貸し出しできない場合があります。詳細は大学から通知する「授業実施・学生生活及び課外活動について」を確認してください。

主な物品はテント、長机、パイプ椅子、拡声器、ワイヤレスマイク、ビデオカメラ、暗幕、延長コード、クーラーボックス、ソフトボール用具等。

なお、常三島地区学生会館、体育館倉庫にある物品の貸出、返却時間帯は、月～土 8時30分～21時 / 日・祝祭日 8時30分～19時までとします。



課外活動の行事

本学における課外活動の中で全学的な行事としては、五月祭（5月）、四国地区大学総合体育大会（7月）、大学祭（10～11月）、中・四国国立大学連合演奏会・連合美術展覧会（12月）があります。いずれも本学にとっては、大きな行事です。

● 五月祭 ●

五月祭は、主として新入生を対象に学生相互の親睦をはかることを目的とし、例年、5月の土曜日又は日曜日に開催されます。不安や期待を抱き入学した皆さんが一丸となって企画し、ステージ、模擬店、球技大会などで交流の輪を広げます。



● 四国地区大学総合体育大会 ●

この大会は、学生の健全なる体育の発展と学生相互の親睦をはかることを目的として、四国地区の国・公・私立（短大を含む）26大学の学生が参加し、開催します。

なお、開催時期は競技により異なります。



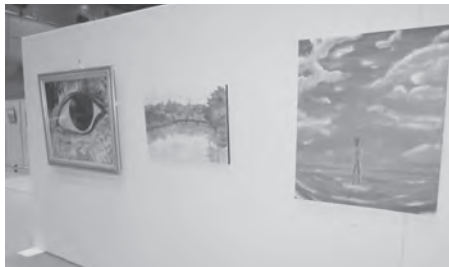
● 大学祭 ●

毎年、各キャンパス毎に大学祭実行委員会が中心となり開催しています。令和6年度は蔵本祭を10月26日(土)～10月27日(日)、常三島祭を11月2日(土)～11月3日(日)に開催を予定しています。各学部、各サークルの趣向をこらした催し物、学部研究室の一般開放、市民と学生のつどいなど地域社会との交流もいろいろ企画され、全学あげての多彩な祭典がくりひろげられます。



● 中・四国国立大学連合演奏会・連合美術展覧会 ●

この大会は、学生の健全なる文化の発展と学生相互の親睦をはかることを目的として、中・四国の国立大学法人9大学の学生が参加して行われます。令和6年度は、広島大学が当番校となり、開催します。



4 就職支援

就職に向けて.....48

就職に向けて

新入生の皆さん、就職なんてまだまだ先のことと思っていませんか。

大学院へ進学希望の人もたくさんいると思いますが、いずれは「就職」の道を選ばなくてはなりません。希望の進路へ進むためには、これからの卒業までの大学生活をいかに有意義に過ごすかが重要であり、結果として進路に表れてきます。1年次から進路に対する心構えや意識を持って、充実した大学生活を送るようにしましょう。

1 キャリア支援室の利用

就職・進路関係HP (<https://www.tokushima-u.ac.jp/career/>)



● 場 所 ●

常三島キャンパス 教養教育 4号館 1階

蔵本キャンパス 蔵本会館 2階

☎ (088) 656 - 7635

E-mail gkseisyu@tokushima-u.ac.jp (常三島・蔵本地区)



● 利用時間 ●

常三島キャンパス 月曜日～金曜日 8:30～17:15

蔵本キャンパス 月曜日～金曜日 13:00～21:00 ※祝日を除く

● 利用案内 ●

1 個別相談

履歴書・エントリーシートの添削指導、模擬面接、自己PR・自己分析に関する相談、ビジネスマナー指導、コミュニケーションの取り方、企業研究に関する相談、その他就職・進路に関する不安や悩みについての相談など、相談日以外でも、随時キャリア支援室のコーディネーターが皆さんの相談に応じます。1年生から利用でき、卒業後も利用可能です。キャリア支援室予約システムから予約してください。



キャリア支援室予約システム：

<https://www.tokudai-syusyoku.com/index.php>

個別相談の予約だけでなく、就職ガイダンス、個別説明会、テレキューブの予約や履歴書など各種様式のダウンロード、大学提携インターンシップや来室企業等の情報を閲覧することができます。



2 OB・OG 紹介

本学の卒業生を紹介します。気になる企業があればキャリア支援室予約システムから申込書をダウンロードし、メールで送付、またはキャリア支援室に持参してください。

3 就職ガイダンス

就職活動の情報提供や自己分析、自己PR、エントリーシート対策、筆記試験対策や面接対策など時期に応じて多様な内容で実施しています。オンラインでの実施やグループディスカッションなど、実践型のものも取り入れ、きめ細かいサポートを行っています。

キャリア支援室予約システムから詳細を確認できます。



4 学内合同企業セミナー

徳大生を積極的に採用している企業が参加し、各ブースで企業の人事担当者から直接説明を聞くことが出来ます。学内で優良企業に出会える貴重な機会です。

対象は全学年で、年に複数回開催しています。



5 学内個別説明会・学内個別業界研究セミナー

徳大生を採用したいと考える企業・自治体の説明会やセミナーを開催しています。キャリア支援室予約システムから予約してください。

6 就活図書、新聞、DVD の閲覧・貸出

業界研究本、マナー本、就職活動全般に関する本、SPI 対策、公務員試験、教員採用試験の問題集など多数揃えています。また、日本経済新聞、徳島新聞の閲覧もできます（常三島地区のみ）。就活図書は3冊まで2週間貸出を行っています。



7 企業等受験報告書の閲覧

先輩の就活体験が記された報告書です。面接で実際に聞かれた質問内容や雰囲気などがまとめられています。

8テレキューブ（防音個室ブース）の貸出

WEBでの面談、面接、説明会、インターンシップなどで利用可能。キャリア支援室予約システムから予約してください。

9教員採用試験に向けての講演会**10**パソコン・プリンター（常三島・蔵本地区 各1台）**11**企業パンフレット、説明会チラシ等**12**公務員試験／教員採用試験の受験案内配布

● 就職に関する情報 ●

◎ 掲示

キャンパス	場 所
常三島	教養教育4号館1階 キャリア支援室前
	総合科学部1号館1階 学生交流プラザ前
	理工学部共通講義棟（K棟）1階 中央エレベーターホール
	地域創生・国際交流会館 きらら出入口
蔵本	蔵本会館2階 キャリア支援室分室前
	さくら内、くらら内
各学科・コース	各学科・コースの掲示板

◎ 教務システム ポートフォリオシステム

教務システムのポートフォリオから、大学に届いた求人情報やインターンシップ、企業説明会、就職ガイダンスの案内を閲覧できます。また、メールの転送設定をすることで必要な情報のみ、メールが登録したアドレスで受け取ることが出来ます。

◎ キャリタス UC

徳大生へ向けての求人情報が多数掲載されています。インターンシップ情報の掲載もあります。

キャリタス UC : <https://st.uc.career-tasu.jp/login/>

ID : 7708502

PW : sudachi



◎ X (旧 Twitter)

就職ガイダンスや学内就活イベントなど、就職活動をする上でのお役立ち情報をつづやっています。お気軽にフォローしてください。

徳島大学キャリア支援室 : @tokudai_career

● インターンシップ ●

インターンシップとは、学生が在学中に、企業や官公庁等において実際に就業体験を行う制度のことです。実際に企業の現場に触れることで、キャリア・職業観を養ったり、企業や業界への理解を深めたりすることができ、進路を考えるうえでの貴重な経験となります。

就職はまだ先のことと考えず、早いうちから積極的に社会経験を積み、将来のキャリアプランに役立ててください。

- 1** キャリア支援室提携インターンシップ：主に徳島県内の企業や地方自治体を中心に、インターンシップ先を斡旋しています。
- 2** COC + R 実践型インターンシップ：COC + R 事業「徳島創生人材・企業共創プログラム」の一環として実施している課題解決型のインターンシップです。県内企業の経営課題をプロジェクト化し、その企業・団体に属する社会人と学部・学年を問わず複数名で構成されたインターンシップ生が企業とともにチームとして取り組むもので、期間は8ヶ月に渡ります。6月頃からCOC+R事業事務局（地域創生・国際交流会館3階）でエントリーを受け付けています。随時ご相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。
- 3** 生物資源産業学部インターンシップ：生物資源産業学部の学生は配属されるコースによっては、インターンシップ科目履修のために参加する必要があります。
- 4** 大学経由型インターンシップ：大学から申込みをする必要があるインターンシップで、キャリア支援室で手続きできます。（特に官公庁が行うインターンシップに多い）
- 5** 自由応募型インターンシップ：全国の企業等が独自に募集、実施しているインターンシップです。「リクナビ」などの就職情報サイト、企業のホームページなどで案内しているほか、教務システム「ポートフォリオ」でも情報提供しています。

※インターンシップ参加の際は「インターンシップ届出書」を必ず提出してください。

（インターンシップ届出書は、キャリア支援室予約システムからダウンロードできます。）

5 国際交流

短期留学制度・語学研修制度の概要54

留学生を通じた国際交流は、諸外国の大学との一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準を高めるとともに、友好関係の発展、強化のための重要な架け橋となっております。

現在、徳島大学には18か国から約190人が留学生として在学しており、国際交流の推進を担っています。

令和元年度には延べ236人の学生が外国の大学に短期留学しました。令和2～3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ほとんどの学生が実際に現地留学することはできませんでしたが、春季・夏季の休業期間を利用した英語・中国語・韓国語のオンラインによる留学研修に多くの学生が参加しました。令和4年度の渡航制限の緩和、令和5年度からの渡航制限撤廃に伴い、現地に留学する学生が徐々に増えています。また、コロナ禍に開始したオンライン留学の実施も続いています。

なお、創成科学研究科（理工学専攻・創成科学専攻）では、学術交流協定を締結している9大学（韓国・台湾・中国・マレーシア・フランスの5カ国）と連携し互いに学生を派遣し、最先端研究現場を高度実習用に活用することで幅広い知識を身につけ、創造性に優れた人材を養成することを目的としたダブルディグリー制度を実施しています。また、保健科学研究科で2大学（フィリピン）とのダブルディグリー制度を実施しています。これらは協定校からも学位の授与が受けられる制度です。

短期留学制度・語学研修制度の概要

短期留学制度は、徳島大学と諸外国の大学（別表1）との間において、12か月を限度として派遣する留学制度です。

● 短期留学制度の特徴 ●

- 1 徳島大学に在籍したままで海外の大学に留学し、留学期間終了後に徳島大学に戻り学業を継続し卒業又は修了することができます。
- 2 留学先大学において教育を受け取得した単位及び研究については、その内容により所属学部・研究科において、卒業又は修了要件の単位等として認定されます。
- 3 留学先大学における検定料・入学金・授業料が免除されます。

● 短期留学のための奨学金制度 ●

- 1 日本学生支援機構による海外留学支援制度（協定派遣）
学生交流に関する協定等に基づき、日本の大学に在籍したまま外国の大学に短期間派遣される学生に対し選考により奨学金が支給されます。
派遣期間……8日以上1年以内
支給月額……6～10万円（派遣国地域により異なる）
- 2 徳島大学による留学支援制度（アスパイア奨学金）
徳島大学では、アスパイア奨学金から、選考により奨学金が支給されます。
派遣期間……8日以上1年以内
支給月額……4～7万円（派遣国地域・留学期間により異なる）

● 春季・夏季等休業期間中の語学研修制度について ●

春季・夏季等の休業期間を利用して、外国の大学等が開設している語学研修（英語）に参加するもので、所定の条件のもとで教養教育の外国語科目の単位が認定されます。単位の認定については事前に教養教育係で相談してください。

なお、この語学研修での全ての必要経費は個人負担となります。

※総合科学部の学生は他にも単位認定が可能な場合があります。事前に総合科学部学務係で相談してください。

● 学生後援会による支援助成 ●

P22 参照してください。

別表1 【徳島大学と学生交流協定(覚書)等締結校 62 大学・機関】

令和6年1月1日現在

大学間協定

大 学 名	国・地域名
ガジャマダ大学	インドネシア
ムハマディア大学ジョグジャカルタ校(歯)	
慶北大学	韓 国
韓国海洋大学	
ソウル国立大学 (医・薬)	
東国大学	中 国
武漢大学	
吉林大学	
西安交通大学	
南京大学	
大連理工大学	
国立台湾科技大学	台 湾
マレーシア工科大学	マレーシア
マラヤ大学	
マレーシアマラッカ技術大学	

大 学 名	国・地域名
サビトリバイ プーレ プネ大学	イ ン ド
モンゴル国立医科大学 (医・歯・薬)	モンゴル
ゴンドール大学	エチオピア
ハノーバー医科大学	ド イ ツ
ベトナム国立農業大学	ベトナム
ダナン大学	
キングモンクット工科大学トンブリ校	タイ王国
ポルドー大学	フ ラ ンス
パラナ連邦工科大学	ブラジル
ミラノ大学	イ タ リ ア
テクニオンーイスラエル工科大学	イスラエル国
レイリア工科大学	ポルトガル
ヴェリコ・タルノヴォ大学	ブルガリア
コスタリカ工科大学	コスタリカ

部局間協定

大 学 名	国・地域名
国立嘉義大学人文芸術学院 (総・創総)	台 湾
育達科技大学人文社会学院 (総)	
育達科技大学レジャークリエイティビティ学部(総)	
開南大学人文社会学院 (総)	中 国
寧波大学外国語学院 (総)	
ビショップス大学 (総)	カ ナ ダ
リンド大学人文神学部 (総)	スウェーデン
ラトビア大学文学部 (総)	ラ ト ビ ア
ザグレブ大学人文社会学部 (総)	ク ロ ア チ ア
ゲント大学文学哲学部 (総)	ベ ル ギ ー
リュブリャナ大学文学部 (総)	スロベニア
メトロポリア応用科学大学保健学部(医)	フィンランド
メトロポリア応用科学大学リハビリテーション・医療検査学部(歯)	
延世大学スペース・バイオサイエンス研究所(医・栄養)	韓 国
セントポール大学フィリピン(医・保健)※	フィリピン
シマルン大学看護学部 (保健) ※	
シラタンアグニスラミック大学歯学部(歯)	インドネシア
ウダヤナ大学医学部 (歯)	

大 学 名	国・地域名
中国医科大学口腔医学院 (歯・口)	中 国
スリハサナンバ歯科大学 (歯)	イ ン ド
フィニステラー工科大学歯学部 (歯)	チ リ
マニパール歯科大学マンガロール校(歯)	イ ン ド
SRM 歯科大学 (歯)	
大理大学薬学化学学院 (薬)	中 国
インド国政府科学技術省生物資源持続型研究研究所 (SBD) (薬)	イ ン ド
ブリティッシュコロンビア大学薬学部 (薬)	カ ナ ダ
ラインマイン応用科学大学 (理・創理・創創)	ド イ ツ
レーゲンスブルク大学化学薬学部 (薬・薬学)	
ノースマハシュラ大理学院群及び技術大学院 (創理・創創)	イ ン ド
ドクターババツァンパドカルマラワグ大理学部(理・創理・創創)	
南台科技大学工学部 (理・創理・創創)	台 湾
東義大学大学院 (理・創理・創創)	韓 国
モンゴル科学技術大学情報通信技術学部(理)	モンゴル
トゥールーズ工科大学 (理)	フ ラ ンス
ブルノ工科大学中央ヨーロッパ技術研究所 (CEITEC) (理)	チ ェ コ
ポロニヤ大学工業化学科 (薬・薬学)	イ タ リ ア

※共同学位プログラムのみ

- () 内に示す該当学部・研究科の所属学生のみ、学生交流の覚書 (授業料不徴収) の適用あり
 (総):総合科学部, (医):医学部, (歯):歯学部, (薬):薬学部, (理):理工学部, (生):生物資源産業学部,
 (創総):大学院創成科学研究科地域創成専攻・臨床心理学専攻, (創理):大学院創成科学研究科理工学専攻,
 (創生):大学院創成科学研究科生物資源学専攻, (創創):大学院創成科学研究科創成科学専攻,
 (医学):医学研究科, (口):口腔科学研究科, (薬学):薬学研究科, (栄養):医科栄養学研究科,
 (保健):保健科学研究科

別表2 【徳島大学学生の派遣留学生数】

令和4年度

協 定	国 名	1 カ月以内	2～6 カ月	6～12 カ月	12 カ月以上	総 計
大学間協定	台湾	1	2	3		6
	大韓民国	3	3	1		7
	マレーシア	3	2			5
	インドネシア	3				3
	アメリカ合衆国	4	1			5
	カナダ	9				9
	計	23	8	4	0	35
部局間協定 (特別プログラム含)	台湾	1				1
	スウェーデン		1	2	2	5
	ドイツ		1			1
	計	1	2	2	2	7
協定なし	カナダ			1	1	2
	アメリカ合衆国		1	2		3
	オーストラリア		1			1
	イギリス	1				1
	ブラジル	1				1
	シンガポール	1				1
	マルタ		1			1
	計	3	3	3	1	10
総 計		27	13	9	3	52

別表3 【徳島大学外国人留学生在籍状況】

令和6年1月1日現在 (単位:人)



区分/国又は地域名		学部学生			大学院生			研究生等			合 計		
		計	うち 女子	うち 国費	計	うち 女子	うち 国費	計	うち 女子	うち 国費	計	うち 女子	うち 国費
アジア	インドネシア	1	1	0	7	4	6	2	1	0	10	6	6
	インド				7	3	1				7	3	1
	台湾				7	1	0	3	1	0	10	2	0
	韓国	20	6	0	1	0	0				21	6	0
	中国				62	22	0	22	9	0	84	31	0
	バングラデシュ				8	0	5				8	0	5
	フィリピン				4	1	1	1	0	1	5	1	2
	ベトナム	2	1	0	10	4	4				12	5	4
	マレーシア	3	1	1	4	2	2				7	3	3
	モンゴル				17	8	3				17	8	3
欧州	スウェーデン							2	0	0	2	0	0
	ベルギー							1	0	0	1	0	0
北米	アメリカ				1	0	0				1	0	0
大洋州	オーストラリア	1	0	1							1	0	1
アフリカ	エジプト				1	0	0				1	0	0
	エチオピア				1	0	1				1	0	1
	ガーナ							1	0	1	1	0	1
	ジンバブエ							1	0	1	1	0	1
合計	18ヶ国・地域	27	9	2	130	45	23	33	11	3	190	65	28

◆所属別◆

令和6年1月1日現在 (単位:人)

所属 / 区分	学部学生			大学院生			研究生等			合計		
	計	うち 女子	うち 国費	計	うち 女子	うち 国費	計	うち 女子	うち 国費	計	うち 女子	うち 国費
総合科学部	0	0	0				20	7	0	20	7	0
医学部	1	1	0				1	1	0	2	2	0
歯学部	0	0	0							0	0	0
薬学部	2	0	2				1	1	0	3	1	2
理工学部	20	7	0				4	1	0	24	8	0
生物資源産業学部	4	1	0				1	0	0	5	1	0
総合科学教育部				1	1	0				1	1	0
医学研究科				24	12	4				24	12	4
医科栄養学研究科				4	1	4				4	1	4
保健科学研究科				6	4	2				6	4	2
口腔科学研究科				13	6	6	2	1	0	15	7	6
薬学研究科				4	1	2				4	1	2
先端技術科学教育部				13	1	2				13	1	2
創成科学研究科(地域創成)				14	9	0				14	9	0
創成科学研究科(臨床心理)				0	0	0				0	0	0
創成科学研究科(理工)				28	5	1	1	0	0	29	5	1
創成科学研究科(生物資源)				1	0	0				1	0	0
創成科学研究科(創成科学)				22	5	2				22	5	2
高等教育研究センター							3	0	3	3	0	3
合計	27	9	2	130	45	23	33	11	3	190	65	28
令和4年度	29	10	1	118	44	22	32	13	7	179	67	30
令和3年度	30	9	1	122	56	23	18	8	9	170	73	33
令和2年度	30	10	0	143	69	19	16	7	8	189	86	27

別表4【徳島大学における過去5年間の留学生受入数】

各年度5月1日現在 (単位:人)

区分/年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
国費	18	20	26	23	25
政府派遣	0	0	0	1	1
私費	220	184	154	140	148
計	238	204	180	164	174

別表5【短期滞在】

令和4年度 (単位:人)

期間	短期滞在	学生数
2月26日(日)～3月6日(月)	スプリングプログラム(理工学部)	16

6 附属図書館

附属図書館

附属図書館は、本学における教育や研究を支援するために必要な図書・雑誌等の資料を収集・整理・保存し、学生・教職員や一般市民の方々の利用に供しています。

附属図書館は、本館と蔵本分館で構成されています。本館は総合科学部・理工学部・生物資源産業学部のある常三島キャンパスにあり、蔵本分館は医学部・歯学部・薬学部のある蔵本キャンパスにあります。図書館の利用案内については、本館・分館とも図書館ホームページに掲載しています。また、それぞれのサービスカウンターに図書館利用案内のリーフレットを備えています。

本館を利用するための情報、本館が提供するサービスは、次のとおりです。

● 図書館ホームページ ●

<https://www.lib.tokushima-u.ac.jp/>

● サービスカウンター ●

TEL 088 - 656 - 9696

1 開館時間及び休館日について

● 開館時間 ●

- ・月曜日～金曜日
8：30～22：00
- ・土曜日、日曜日、祝日
10：00～17：00

ただし、春季、夏季、冬季及び学年末各休業期間中の開館時間は次のとおりです。

- ・月曜日～金曜日
8：30～17：00
 - ・土曜日
10：00～17：00
- ※日曜日、祝日は休館です。

● 時間外特別利用 ●

休館日を除く平日開館前の7：30から8：30まで（午前中休館の日は7：30から12：00まで）図書館を利用できます。サービスカウンターで申請してください。

● 休館日 ●

- ・学生休業期間中の日曜日・祝日
 - ・5月の連休
 - ・8月の徳島大学夏季一斉休業日
 - ・年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
 - ・毎月第2金曜日の午前中（4、7、1、2月を除く）
- ※開館時間の変更、臨時休館は図書館ホームページ及び掲示でお知らせします。

2 図書館利用証

学生証が図書館利用証を兼ねています。

3 入退館

入館ゲートのカードリーダーに学生証を近づけ読み取らせてから入館してください。

退館ゲートにはブックディテクション・システムを設置しており、貸出手続をせずに図書を館外に持ち出すとブザーが鳴ります。ブザーが鳴った場合には、係員の指示に従ってください。

4 資料の利用

閲覧室及び書庫の図書・雑誌・新聞は、自由に閲覧することができます。

閲覧後は元の場所に返してください。

1階には新着雑誌、2・3階の閲覧室には分野別に図書を配置しています。

また、学内設置のパソコンや学内無線LANに接続したパソコン・スマホから閲覧できる電子書籍も揃えています。電子書籍は、設定により学外からも閲覧ができるようになります。

5 図書貸出

● 貸出手続 ●

借りたい資料は、自動貸出装置により利用者自身で手続きしてください。画面のメッセージに従って簡単に操作できます。

なお、サービスカウンターでも貸出手続きをしています。

● 貸出冊数と期間 ●

館外に貸出できる冊数と期間は、次のとおりです。

冊数 10冊以内

期間 14日以内（予約者がいない場合に限り2回まで延長可能）

（学部の最終年次生、大学院生は別途、論文作成のために20冊（うち閲覧室の図書は5冊まで）、期間30日以内の貸出ができます）

● 返却手続 ●

返却する資料は、サービスカウンターの係員に渡してください。自動貸出装置で返却することもできます。閉館している時は、玄関にあるブックポストに投函してください。

● 予約 ●

他の人が借りている図書を予約することもできます。図書館ホームページから申し込んでください。

6 視聴覚コーナー

視聴覚コーナーでは、DVDなどの映像資料及びCDなどの音声資料が利用できます。

7 ラーニング・commons, カフェテリア

話し合いながら勉強したいときには、1階のラーニング・commonsが利用できます。可動式の机や椅子の他、8名までのグループで利用できる個室が2室あります。また、飲食できるカフェテリアが1階入口付近にあります。

8 学習用個人ブース, 研究個室

2階学習室及び3階ホールに学習用個人ブースが60席あります。また、2階及び3階の閲覧室には、学内者用の研究個室があります。研究個室については、サービスカウンターで利用及び予約を受付しています。

9 学生用図書購入希望

図書館にない本の購入希望は図書館ホームページから申し込んでください。

10 参考調査

「～について調べるにはどんな資料をみたらいいの」等の質問がある時は、サービスカウンターで受け付けています。

11 パソコンの利用

学内ネットワークに接続したパソコンを1階ラーニング・commonsに3台備えています。また、館内全域で無線LANによるインターネット接続が利用できます。

12 文献複写

● コピー機による複写 ●

館内にコピー機が備えられていますので、著作権法に触れない範囲で、図書館所蔵資料の文献複写ができます。複写料金は、1枚10円です。

13 文献の取り寄せ

● 蔵本分館から ●

蔵本分館の図書を取寄せて借りることができます。また、蔵本分館所蔵資料のコピーを取り寄せすることもできます。(コピーは有料)

● 他大学図書館から ●

学内で求める資料が入手できない場合、図書館を通して他大学図書館等から文献のコピーを入手したり、図書の貸出を受けることができます。希望者は、図書館ホームページから申し込んでください。(有料)

14 学外図書館の利用

他大学図書館の利用を希望する場合は、手続きが必要な場合がありますので、サービスカウンターにお尋ねください。

15 講習会の開催

文献検索法、データベース・電子ジャーナル利用法、所蔵資料の検索法等の講習会を随時行っています。

16 図書館ホームページの利用

- 図書館ホームページのトップページにある「マイライブラリ」から、次のことができます。
 - ・ 現在借りている図書の冊数、返却期限の確認
 - ・ 貸出期間の延長（予約者がいない場合に2回まで）
 - ・ 図書の予約状況確認・自分の貸出履歴の確認
 - ・ 徳大図書館にない図書の購入希望申込み
 - ・ 他大学からの論文コピーや図書の取り寄せの申込み
 - ・ OPAC 検索でブックマークした資料のマイフォルダ登録・管理
- 図書館ホームページから所蔵資料検索、文献データベース検索、電子ジャーナル・電子書籍の閲覧ができます。
- 図書館所蔵貴重資料である絵図・古地図等のデジタル画像の閲覧や、「蜂須賀家臣団家譜史料データベース」の検索及び史料画像の閲覧をすることができます。

17 図書館利用上の注意

- 資料の返却期限は、必ず守ってください。返却期限を過ぎますと、過ぎた日数分の貸出停止ペナルティが付きまます。返却期限の2日前には学生用メールに「返却期限のお知らせ」が配信されますので、参考にしてください。
 - 館内で利用した資料は、必ず元の場所に返してください。
 - 資料、設備その他施設等を汚損又は破損しないように注意してください。
 - 2階及び3階は静かに利用してください。
会話がが必要な場合は1階を利用してください。
 - 1階カフェテリアでは飲み物及び軽食をとることができます。その他の場所では、各階に掲示されている「図書館内飲食ルール」に従ってください。また、携帯電話は1階または3階電話ボックス内で使用してください。
 - 貴重品の管理は各自で行ってください。たとえ短時間でも席を離れるときは、貴重品は必ず身に付けるようにしてください。
 - 館内の掲示には注意してください。
 - その他係員の指示に従ってください。
- なお、蔵本分館の利用については本館と異なる点がありますので、詳しくは係員に尋ねてください。



7 日常生活の安全対策

一般的留意事項	66
アルバイトでトラブルに遭わないために	78
盗難・遺失物	79
性犯罪や窃盗に遭わないために	80
ストーカー対策	81
交通事故の防止	82
連絡体制	83
県・市・公共機関等が行う情報提供・相談サービス	84

一般的留意事項

1 学生への連絡方法について

学生への連絡・通知は以下の方法により行いますので、1日1度は必ず確認する習慣をつけてください。

授業料免除や奨学金の申請などのように受付期間を定めてある場合は、期間終了後の受付は一切行われませんので、特に注意が必要です。

○教務システムによる連絡

(使用法は、入学後各学部学科等で行なわれる SIH 道場で説明があります。)

○学生用メール (c 学生番号上 9 桁 @tokushima-u.ac.jp) による連絡

大学が提供するメールシステム (徳島大学ホームページシステムサービス一覧から確認して下さい。)

○掲示板による連絡

なお、父母等や友人等から電話による呼び出しを大学に依頼される場合がありますが、大学では学生一人ひとりの居場所について、把握することはできません。したがって、緊急の場合でも原則として、電話口への取り次ぎや放送は一切行いませんので、予め父母等や友人等に知らせておいてください。住所・電話番号等の問い合わせにも応じることができません。

2 マイカー通学の禁止・交通マナーについて

徳島大学のキャンパスでは、教育・研究の場にふさわしい環境保持及び緊急災害時の通路確保、歩行者の安全確保、騒音の防止のため交通規制を実施しており、身体障害者等特別な事情のあるものを除き、マイカー通学は原則として禁止となっています。通学に当たっては、徒歩や自転車又は公共交通機関を利用するようにしてください。

● 自転車、バイクは定められた駐輪場へ ●

自転車、バイクは、歩行者の安全・避難経路確保等のため、駐輪場が指定されていますので、必ず所定の場所に置くようにしてください。また、放置自転車は強制的に撤去することがあります。

● 歩きスマホについて ●

歩きスマホが引き起こす事故の中には、自分だけでなく周囲の人を巻き込んでしまうケースが増えています。中には、損害賠償責任や刑事責任を課せられた事例もあります。

「自分は大丈夫」と思っている、他人にケガを負わせてしまえば加害者となり、多額の賠償責任を負う場合もあります。スマホを操作・閲覧したり、通話したりする際は、必ず立ち止まって安全な場所とするなど、周囲に迷惑がかからないようにマナーを徹底しましょう。

● 自転車の安全利用・盗難対策について ●

自転車の利用については、道交法において様々な義務や罰則が設けられています。これらのうち、警視庁が、特に重要なものをルールとしてまとめたものが「自転車安全利用5則」です。

みなさまが自転車を利用する際は、この「自転車安全利用5則」を守っていただくとともに、周囲への心配りと自身の安全を常に意識くださるようお願いいたします。

また、駐輪自転車は、大学、自宅、商店等に関わらず、常にチョイ乗り・乗り捨てなど、盗難の危険に晒されています（降車時には、既に目をつけられている場合もあります）。

盗難防止のため、自転車を離れる場合は、こまめな鍵かけを心がけてください。

なお、もし盗難にあったときは、所属学部の学務係・教務係または学務部学生支援課に届け出てください。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

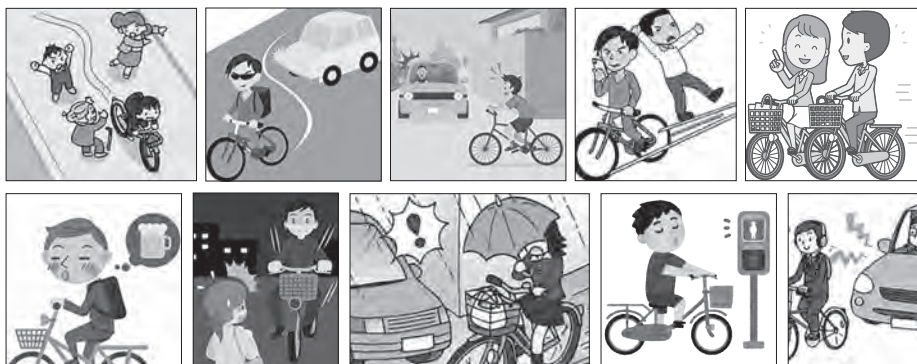


自転車の危険運転・迷惑行為（違反等）の具体例を示します。

徳島県（県警）は、道交法及び条例により、2023年8月から注意や警告、悪質なものは罰則（懲役や罰金）の適用を伴う取り締まりを強化しています。

なお、自転車での道交法等違反については、本記事作成時点（令和6年1月）において、自動車等に適用される交通反則通告制度（反則金や青切符などに係る制度）がないため、法律上の罰則（懲役や罰金）がそのまま適用されます。「自転車は運転免許が無いから大丈夫」などとは絶対に考えないでください。

学生は、改めて自身の自転車運転を振り返っていただき、安全運転を心がけてください。



駐輪中は盗難防止を忘れずに！ 2ロックなら更に安心！



※令和5年4月1日からの道交法改正により、自転車のヘルメット着用が努力義務化されています。



3 飲酒と健康について

大学に入学すると、サークルや各種集まりなどでアルコールに接する機会があると思います。節度ある行動を心がけて下さい。飲酒時のマナーとして、一緒に飲む人たちにお酒の無理強いをせず、みんなが楽しく飲めるよう十分に配慮しましょう。



1 20歳未満の飲酒は厳禁！

成人年齢が18歳に引き下げになりましたが、20歳までは、お酒を飲んではいけません。また、サークルの飲み会等で先輩から勧められても絶対に飲まないようにして下さい。

2 イッキ飲みはしない！させない！

急性アルコール中毒の原因の一つはイッキ飲みです。この急性アルコール中毒は、低血圧、呼吸困難など危険な状態を引き起こし、ひどい場合には死に至る危険性があります。イッキ飲みのように短時間に大量の飲酒をすると、血中アルコール濃度が急激に上昇し、「ほろ酔い期」も「酩酊期」も飛び越して、一気に「泥酔」「昏睡」の状態にまで進んでしまいます。近頃大学生の飲酒事故が多発し、死亡事件も発生しています。イッキ飲み等危険な飲酒は絶対しないで下さい。

3 体質的にアルコールを受け付けられない人に飲酒を強要しない！

強要して無理やり飲ませることは、強要罪にあたり、犯罪です。本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめることはもちろん、飲めないことを侮辱すること、酔ったうさでの暴言・暴力もアルハラです。「お酒の席だから」という言い訳では済まされない、相手を傷つける人権侵害行為です。無理に他人に飲酒を勧めたり、先輩の勧めだからといって、容易に飲まないようにして下さい。

4 飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の飲酒運転をしない！

道路交通法第65条第1項において「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」ことが明記されています。

ここでいう、車両等には、当然、自動車、バイクが含まれますが、軽車両である自転車も含まれます。「自転車は運転免許が無いから大丈夫」などと絶対には考えないでください。

また、同条の2項から4項にかけては、飲んでいる人に車両を貸すことから、運転の予定がある人にアルコールを飲ませることも、運転手が酒気を帯びていることを知りつつ運転させることも禁じられています。

友人等とお酒を飲む機会がある場合は、自身へも、相手方へもこれらのことを十分配慮願います。

4 喫煙について

改正健康増進法により、学内は原則敷地内禁煙（大学が所定の基準で喫煙場所として整備・指定した場所以外は、室内室外を問わず全てが禁煙区域）となっています。喫煙は定められた場所でマナーを守って吸いましょう。



なお、成人年齢は18歳に引き下げになりましたが、喫煙は満20歳を過ぎてからとなっています。

* 以下は、マナーではなく法律違反となる行為です。絶対に行わないでください。

- ・禁煙区域での喫煙（義務違反:本文に記載のとおり学内の禁煙区域は法律で定められたものです。）
- ・路上等での吸い殻のポイ捨て（軽犯罪法違反）

* タバコは、製造・販売もとの日本たばこ産業（株）において、以下の注意が付された上で販売されている商品です。

- ・20歳未満の者の喫煙は法律で禁じられています。

- ・喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。
- ・ニコチンには依存性があります。

5 「悪質商法」にだまされないために

学生をねらった悪質商法が多発しています。これらの悪質商法は、学生の社会的経験の少なさなどにつけこみ、「楽しんで儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。次にあげるような悪質商法の他にも巧妙な新しい手口もでてきていますので、くれぐれも注意してください。



消費者
ホットライン



18歳から大人
特設ページ

《キャッチセールス》

街で「アンケートに答えてください……」などと呼び止められ、営業所に連れて行かれて、高価な化粧品や会員権などの契約をさせられます。

あいまいな態度をとらず、はっきり断ること！

《アポイントメントセールス》

「格安で海外旅行ができ、レジャー施設も安く利用できる」などと電話で営業所に呼び出され、実際には別の商品（ビデオ教材等）とのセット販売で結局高額な商品を買わされることとなります。見知らぬ人からのうまい話に要注意！

《マルチ商法》

「人を紹介するだけで、どんどん収入がふえる」などのうまい話で誘われます。商品を買って会員になり、知人や友人を紹介して商品を買ってもらうと、リベートがはいり、さらに孫・ひ孫からのリベートがはいるといふものです。手軽にできるアルバイトと思って契約したものの、結局残ったのは買い込んだ商品と借金だけ。

うまい話はありません。もうけ話には注意しましょう！

〈携帯電話の不当請求〉

使ってもいない電話情報料を請求されたり、使っていても請求業者と利用業者が違ったり、高額な請求をされたときは、相手に電話せず、無視するか、消費者センターなどにすぐ相談してください。

6 「闇バイト」に注意

昨今、大学生を含む若者が、SNS等の利用を通じて、いわゆる「闇バイト」に応募し、結果、強盗・特殊詐欺等の犯罪に加担し、逮捕される事案等が報道されています。

アルバイト感覚で犯罪に加担してしまわないよう、下記情報を参考に、慎重にアルバイト先を選択するよう、ご注意ください。

※不安がある場合は、所属学部 of 学務係／学生係、学生支援係、総合相談部門、警視庁ヤング・テレホン・コーナー等に相談することができます。

◎ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年相談係）

電話：#9110 または 03 - 3580 - 4970



◆総務省「インターネットトラブル事例集（アルバイト応募が招いた犯罪への加担）」
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/case/case15_detail.html



◆東京都「特殊詐欺加害防止特設サイト」
<https://www.kagaiboushi.metro.tokyo.lg.jp/>



◆警視庁「#BAN 闇バイト」
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/drug/yami_arbeit/ban_yamiarbeit.html



◆徳島県警察（リーフレット）
<https://www.police.pref.tokushima.jp/19cyber/p36674/index.html>

7 「振り込め詐欺」に注意

最近、振り込め詐欺が多発し、手口も巧妙になっています。このような電話を受けた場合には、まず本人に連絡を取り確認する、家族や親戚、警察に相談するなどの点に注意するようご家族に伝えてください。

振り込め詐欺の被害に遭わないためにも、家族の携帯電話番号や勤務先の電話番号、友人の連絡先を把握し、日頃から家族間で連絡を取るようにしましょう。

8 カルト宗教団体の勧誘に注意

カルト宗教団体は、大学キャンパスや一人住まいのマンションなどで「サークル」を装い学生を勧誘する集団で、最初はカルト集団の名前を明かさず、サークル活動と称して勧誘します。

このような団体に入会すると、マインドコントロールにより正常な判断ができなくなり、皆さんの貴重な学生生活が台無しになってしまいます。

■ カルト宗教の勧誘手口 ■

- ・カルト宗教の勧誘員は、アンケートを装って個人情報を聞き出す。
- ・この場合、初めから宗教的な話をすることはありません。「意識調査」などの名目で「友達になろう」、「パーティーに参加しない？」などの話題で油断させてから、個人情報を聞き出す。

◆ こんな事があったら要注意 ◆

- ・お世辞や賛美によって気分を高めたり、自尊心をくすぐったりする。
- ・親切そうな勧誘を受けたその場で、判断や決定を迫ってくる。
- ・親しくなるにつれて「パーティー」や「セミナー」に参加しようと誘ってくる。
- ・恐怖心、不安感、はく奪感などの弱点をついてくる。
- ・有名人、権威者の名前を使って信頼を得ようとする。
- ・正式の団体名や代表者の名前を名乗らず、勧誘者個人の名前を使ったり、ダミーの名称を使ったりする。

● 撃退法 ●

- ・はっきりと断る。
- ・1人で判断せず、家族、友達などの意見を聞く。
- ・氏名、電話番号などの個人情報を教えない。

■ 被害にあったら ■

- ・被害に遭ったり、勧誘を見かけた時は、総合相談部門（TEL088 - 656 - 7637）又は学務部学生支援課（TEL088 - 656 - 7086）に相談する。

● 参考 ●

警視庁ホームページ（オウム真理教）

(<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/heion/aum.html>)



9 いたずら電話の対応

最近、学生への「いたずら電話（脅迫電話）」の被害が増えています。

「あなたの友達があなたを怒っている…。仲裁してあげたい…。実はあなたを盗撮している…。住所も知っている…。」など、本人は全く身に覚えのないことを言います。

電話番号など個人情報の管理には十分に気をつけてください。また、いたずら電話と分かったら相手にせずはっきりと断り、総合相談部門（TEL088 - 656 - 7637）又は学務部学生支援課（TEL088 - 656 - 7086）などに相談してください。

● 対応策 ●

- 1 知らない相手から電話がかかってきたら、「はい、〇〇です」と自分の名前を言わない。又は電話に出ない。
- 2 いたずら電話とわかったら相手にせずはっきりと断る。(電話を切る。)
- 3 常に留守番電話にしており、相手を確認してから電話にでる。
- 4 「迷惑電話ストップサービス」などを利用する。
- 5 しつこい場合は日時・時間・内容をメモ書きにして記録(出来れば録音が望ましい)しておき、後日警察に相談する。
- 6 一人であるのが怖い場合は、友人等に泊ってもらうなど一人にならない。
- 7 電話番号を変更する。

10 不審電話に注意

最近、徳島大学の職員と名乗る者から、学生の父母等宅に「進路指導のため必要なので、学生の下宿先の住所と連絡先を教えてください。」との電話があり、父母等が不審に思い大学に確認したところ、そのような事実はありませんでした。

不審な電話だと思われる場合は、即答せず、折り返し大学に連絡するなど、必ず事実確認をするよう、ご家族を含め十分に注意してください。

11 インターネット、携帯電話、スマートフォンの利用について

インターネットやメール関連のトラブルは、次から次へ新たなだましの手口が出現して、被害者は増えるばかりで、いろいろな危険が潜んでいます。個人情報を入力を促すメールは要注意。被害者にならない為にも基本的な対応をチェックしておきましょう。

● ワンクリック料金請求に注意 ●

最近、パソコンや携帯電話、スマートフォンを使いインターネットに接続し、サイトを閲覧していたら、年齢認証を求められクリックしたところ、一方的に会員登録となり、高額な料金を請求されるという相談が多く寄せられています。不当な請求に応じないよう、次のことを参考にしてください。

1 慌てて支払わない

クリックしただけで、直ちに契約は成立しないので、まずは最寄りの消費生活センターで相談をしてください。利用規約があったとしても、契約が成立していない場合が多いので、慌てず、落ち着いて対応してください。

2 相手業者に連絡をしない

相手業者に電話をしたり、確認のメールを送ったりすることは、相手に自分の連絡先を伝えてしまうことになるので注意してください。

相手業者に連絡すると、代金の支払いに関してメールが大量に届いたり、電話がかかってくる場合があります。メールがたくさん届くようになった場合は、メールの受信拒否をする方法などがあります。また、電話がかかってくる場合は着信拒否の設定をしましょう。

● ネットショッピングのトラブル ●

ネット通販は、大変便利な販売方法ですが、顔が見えないことから、「注文した商品が届かない」「届いた商品が壊れていた」「返品したいが大丈夫か」といった相談が多く寄せられています。

ネットショッピングを利用するには以下の点に注意して下さい。

- 1 ショップの所在地（住所）や担当者名、特に電話番号が書かれているかどうかを必ず確認し、これらに不備があるサイトとは取引しない。また、ショップのURLやアドレスを保存しておく。
- 2 支払い方法が前払いだけでなく、カード支払い、代金引換など複数用意されているショップを選ぶようにする。
- 3 返品に関する記載内容を必ず確認する。単に気に入らなかった場合でも返品できるのかどうかを事前に確認しておく。なお、2009年12月1日以降の通信販売による契約は、返品の定めの記事が無い場合、商品が届いてから8日以内は消費者が送料を負担することで返品できる。
- 4 出店しているショッピングサイト上やネット上（事前に検索サイトを使ってショップの名前で検索を行う）における評判を見ておく。
- 5 注文した内容、業者からのメールや確認画面は保存しておく。
- 6 商品が届いたら、すぐに中身をチェックする。もし、違うものや壊れた商品が届いていた場合は、すぐにショップに連絡する。
- 7 クレジット番号や暗証番号を入力する画面では通信が暗号化（SSL）されているなど個人情報の取り扱いが適切なインターネットショップを選ぶこと。信頼性が低いと思われるサイトでは、不正利用防止の観点から、クレジットカードでの購入を控えること。

● ソーシャルネットワークサービス（SNS）の利用上の注意 ●

X（旧 Twitter）や Facebook、YouTube などを利用して情報発信をしているサークルも多々ありますが、不適切な投稿が思わぬ問題を引き起こすことがあり、個人が被害を被るだけでなく大学やサークルの名を汚し社会的な信用を落とすことにも繋がります。

★ SNS 上でも社会的ルールを守らなければいけません。

（発信してはいけません）

- ・ 誹謗中傷、名誉毀損、嫌がらせ、脅迫にあたる内容
- ・ 人種、民族、言語、政治、宗教、身体、病气、思想、信条に関する差別的な内容
- ・ 法令違反、公序良俗に反する内容
- ・ 基本的人権、肖像権、著作権等他者の権利を侵害する内容
- ・ 他人のプライバシーに関する内容
- ・ 虚偽や不確かな内容

★ 匿名でも個人が特定され、家族や友人まで被害が及ぶことがあります。匿名でも責任をもった発言をしてください。

★ 飲酒風景や悪ふざけをした好ましくない態度、品位のない内容などもサークルの情報としては不適切な情報です。

● スマートフォンを使用する際の注意 ●

1 自動で通信を行います。

メールやウェブを利用していないのに、パケット通信料が発生した。

→ ・パケット定額サービスを利用する。

- ・ 海外利用時は海外パケット定額サービスを利用するかデータローミングを OFF にする。

2 ウィルスに感染します。

サイトを見たり、アプリをインストールしたらスマホが正常に動作しなくなった。スマホに入っていたデータが漏えいしていた。

→ ・ウィルス対策ソフトを利用する。

- ・ OS、ウィルス対策ソフトは最新のものを使えるようにアップデートする。

3 スマホで利用できるアプリは安全・適切な内容とは限りません。

アプリをインストールしたら、ウィルスに感染した。

- 携帯電話事業者が提供するマーケットや紹介サイト等、アプリの内容について一定の審査がなされているところからアプリを入手する。
- ・ アドレス帳や位置情報等を必要とするアプリを利用する際は、事前に留意事項を必ず確認する。

12 海外旅行へ行く前に安全性の確認を

夏季休業等を利用して海外旅行に行く機会もありますが、特定の国・地域によっては治安の悪化等により、渡航を自粛したり、特別の注意が必要な場合があります。海外旅行へ行く前に旅行先の安全性を詳しく調べるようにしましょう。

これらの安全情報は、外務省から提供されていますので活用してください。また旅行社でも確認するようにしてください。

また、海外に行く際には、事前に所属学部 of 学務係・教務係に海外渡航届を提出してください。

13 学生ローン・クレジットカード

学生証ですぐ借りることができる学生ローン、また、サインするだけで手軽にショッピングやレストラン等の利用ができるクレジットカードを安易に利用すると、その返済に追われ学生生活の継続が危ぶまれることとなります。

本学では、「学生金庫」という無利子の短期融資貸付制度がありますので、病気、不慮の事故、送金の延着等により、急に出費が必要となった場合は、学生後援会（学務部教育支援課内）、又は所属学部 of 学務係・教務係の窓口で相談してください。

14 薬物乱用について

「薬物乱用は恐ろしい！絶対ダメ！！！！」

大学生による大麻等の薬物所持が、新聞テレビ等でたびたび報道されています。大麻の所持は法律で禁じられており、犯罪です。

大麻を含めた麻薬・覚せい剤・シンナー等の薬物の乱用は、人間が生活していく上で最も大切な脳を侵し、精神、身体に危害を及ぼし、皆さんの人生が台無しになり、悲惨な結果を招くことになります。一度、ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。その障害は一生ついて回ることになります。さらに薬物乱用は、乱用する者をむしばむばかりか、乱用する薬物を手に入れるために窃盗、強盗、売春、さらには殺人などの犯罪を誘発し、家庭の崩壊、社会秩序の破壊などの要因にもなっています。

その恐ろしい薬物が、インターネットや携帯電話等の普及によって、誰にでも手に入ると言われるほど急速に私達の身近に忍び寄っています。「一度だけ」という軽い気持ちや、興味本位も一切許されません。薬物の恐ろしさを認識し、甘い誘いにも絶対に乗らないようにしてください。

15 災害対策について

地震は、いつか必ず、しかも突然発生します。地震発生そのものを避けることはできませんが、地震による被害を減らすための取り組みはできます。

皆さん一人ひとりが日頃から防災対策に取り組むことで、皆さん自身の安全も確保でき、地域社会全体の防災力の向上にもつながっていきます。一人ひとりが「できること」に普段から取り組むことで、地震防災対策は充実していくのです。

マグニチュード 9.0 という日本観測史上最大となった東北地方太平洋沖地震から学び、日頃から災害に備えて下さい。

家の中の防災対策

- 寝ている時、頭に物が落ちてこないように。特に、テレビ・本棚に注意。
- 家具の置き場所を見直す。積み重ねに注意。
- 家具を固定する。重い物やガラス・陶器などは、棚の下部に移す。
- 食器棚や窓のガラスに、飛散防止フィルムを貼る。食器の下に滑り止めのシートを敷く。
- 照明器具、額、時計、装飾品が落下しないよう補強する。
- 消火器を備える。浴槽にはいつも水を張っておく。
 - 初期消火が被害の拡大をくい止める。
- 廊下や階段に荷物を置かない。
 - 避難する時の通路を確保しておこう。
- 部屋の中の危険な場所と安全な場所を確認しておく。
- 非常持ち出し袋を準備・点検する。

家のまわりの防災対策

- 家の地盤・基礎に注意しよう。
 - 軟弱地盤や埋め立て地は要注意。
- 家の構造、壁の配置に偏りがないかどうかを調べる。
- 家の老朽度を調べる。
- 建物の外壁や瓦が落ちないように補修・補強する。
- 電気のブレーカーや、ガス・水道の元栓の位置を確認する。プロパンガスのボンベは鎖で固定する。地震後、ガス漏れなどにすぐ対処できるようにしておく。
- ブロック塀は補修・補強する。
- 避難所まで非常持ち出し袋をかついで歩いてみる。

非常持ち出し品の例

水や食料、電気・ガスの供給が止まっても、2～3日は自力で過ごせるだけの物を非常用にまとめておく。持ち運べる重さに収まるよう厳選し、食品の賞味期限・品質保持期限やライトの電池などを定期的に点検する。飲料水は1人1日3リットルが目安。このほか予備の眼鏡など、人によっても必要な物が異なる。携帯コンロや固形燃料、レジャーシートなど、役に立つアウトドアグッズも多い。自分にとっての必需品を考え、身近な所に備えておきたい。

阪神・淡路大震災では、トイレトーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ラップなどが必需品だった。水が不足していたので、タオルやガーゼの代わりに使い捨ての紙製品が役立った。ラップを器に掛ければ食器として何度も使えた。大型ビニール袋は頭の穴をあければ雨合羽、段ボールを重ねて使えば簡易トイレにもなる。



地震から身を守る

1 まず、わが身の安全を

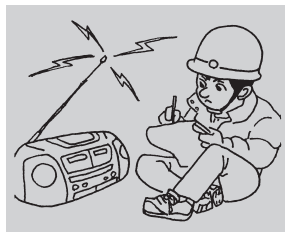
すぐ机やテーブルの下にもぐり、頭を覆い、机の脚を握る。もぐる、覆う、握るの三つの動作が身を守る。

あわてて外に飛び出さない。危険の中に飛び込むことになる。



4 正しい情報をつかもう

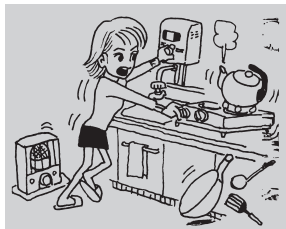
ラジオや地域の緊急非常放送から正確な情報を得る。根拠のないデマに惑わされないこと。



2 すばやく火の始末・消火

台所やストーブ、タバコの火を消す。アイロンなど使用中の電気製品のスイッチを切る。

火が出たらすぐ消火。でも、天井に火が届いたら初期消火の限界。ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを下ろして逃げよう。



5 避難は徒歩で身軽に

動きやすい服装で。緊急車両の妨げになるので、車は使わずに歩いて避難する。



3 危険な場所から離れよう

津波は追いかけて来る。急いで高台など安全な場所へ。また崩崖れの危険を少しでも感じたら、すばやく避難すること。

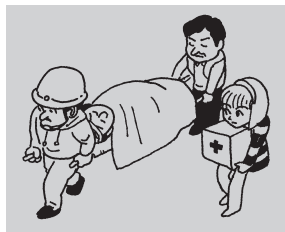
川べりや狭い路地は危険。ブロック塀や門柱、石垣、自動販売機など倒れる危険がある物に近寄らない。



6 地域の人たちと冷静に協力

力を合わせて救援を。近所に逃げ遅れた人はいないか確かめる。

秩序を保って行動する。声をかけ合って冷静に。



16 大規模災害発生時の安否確認システムについて

徳島大学では、災害時に速やかに安否確認を行うため、メールによる安否確認システムを導入しています。徳島大学の安否確認システムは、大学から学生・教職員に割り振られているcアカウントを利用したメール（小文字のcと9桁の数字（学生は学生番号上9桁）@tokushima-u.ac.jp）により安否情報を照合するもので、緊急時に速やかに安否確認を集計し、迅速な災害対策の実施や早期の復旧に活かします。

災害時に call@safety.ait.tokushima-u.ac.jp から安否確認メールを受信したときは、以下の手順により安否情報を送信してください。

cアカウントメール宛に「徳島大学 安否確認のお願い」メールが配信されます。

- ① メール中のURLをクリックしてください。
- ② あなたのお名前を表示したページが開きます。安否状況（無事、軽傷、重症から選択）、現在の居所（自宅、避難先等の場所）を入力してください。コメントも記入できます。
- ③ 画面下の「入力内容の確認」をクリックしてください。
- ④ 入力内容の確認画面が開きます。画面下の「送信」をクリックして完了です。

注意

いつでも安否確認メールを受信できるよう、日常的に利用する携帯・スマホのメールアドレスへ転送するよう設定をしておいてください。

大規模災害発生時の安否確認システムについて

https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/consultation/daily_life/ryuujiko.html#anpi

安否確認メール転送設定の手順について

https://www.tokushima-u.ac.jp/fs/3/3/0/1/6/1/_/tensou_settei.pdf



※安否確認訓練について

安否確認システムは、上記説明のとおり大規模災害時に大学が学生・教職員の安否状況を把握できる、最も迅速で有効なシステムですが、みなさんが、このシステムの存在・操作を常に理解し、利用できる状態にならなければなりません。

本学は年数回、随時に安否確認メール送受信訓練を実施いたします。

目的をご理解いただき、「安否確認メール」が届きましたら、訓練・有事に関わりなく、必ず対応願います。

必ず対応を！



アルバイトでトラブルに遭わないために

最近、「アルバイト先からアルバイト料を支払ってもらえない」という相談が、たくさん学務部へ寄せられています。

アルバイトをしようとする学生は、相手方と業務内容、賃金の支払方法等を正確に確認するなど、最大限の注意を払ってください。

徳島大学生生活協同組合において、家庭教師、イベントスタッフ等の安全なアルバイトの情報提供を行っていますので、下記 URL からご利用ください。

徳島大学アルバイト情報サイト <https://tokubaito.com/>

もし、あなたがアルバイトをする上でトラブルに遭った時は、次のところへご相談ください。

- 学務部学生支援課 (☎ 656 - 7086)
- 徳島労働基準監督署 (☎ 622 - 8138 代表)
- 徳島中央警察署刑事二課 (☎ 624 - 0110 代表)
- 徳島簡易裁判所 (☎ 652 - 3141 代表)

盗難・遺失物

学内でも**盗難事故**が発生しています。
盗難にあわないように各自で十分な注意を！

肌身から離すな、現金・貴重品！

盗難にあったら



各学部等の学務係・教務係・学生係へ連絡を！

例えば、こんな場合に注意！

- 共用室等を空ける場合は、必ず施錠し、貴重品を置かないようにしましょう。
- 授業中は担当教員の指示に従い、更衣ロッカー等に置かない。
- クラブ活動中には、貴重品は身につけるか、貴重品袋等を用意し、責任者に持たせることにしましょう。
- バイク・自転車を駐輪するときは、必ずハンドルロックとは別にチェーン錠などの鍵を二重に掛けましょう。

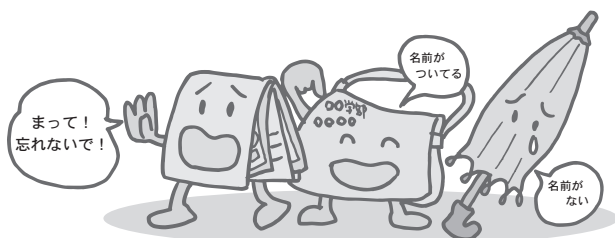
落とし物・忘れ物にも注意！

落とし物をした場合、拾った場合



各学部等の学務係・教務係・学生係へ連絡を！

毎日、落とし物があります。各自、落とし物・忘れ物をしないように十分気をつけてください。
また、持物には必ず学部・氏名を書いておきましょう。



性犯罪や窃盗に遭わないために

最近、一人住まいの学生を狙った**性犯罪や窃盗**が大学周辺で発生しています！
犯行に及ぶ者は、十分に下見をして時には尾行して、一人住まいであることを確認し入浴時や就寝中に侵入してきます。

帰宅したら、直ちに**ドアの施錠を忘れない**ようにしてください。

犯行に及ぶ者は、鍵を掛け忘れた**トイレ・浴室の小窓、ベランダの窓、出窓、玄関**から侵入してきますので、ドアはチェーン錠をし、**施錠など十分な注意を！**

訪問者には、ドア・チェーンを掛けたまま開扉し対応してください。

夏場に限らず痴漢被害は発生する！

大学周辺において、学生が痴漢被害にあう事件が発生しています！

暗い夜道の一人歩きは避けましょう。

- 昼間だからと安心はできません。
特に、休日、人通りの少ない路地は学内といえども危険です。
- 不審者が構内にいる時は、すぐに警備員・教職員に通報しましょう。
自衛対策のほか、お互いの注意を喚起しましょう！

被害にあったら



警察か各学部の学務係・学生係に連絡を！

一人住まいの方必読！

- 不審者が家の周辺にいる時は、すぐに警察に通報 **110 番**。
- 入口の施錠は忘れずに！
- マンションが2階、3階だからと安心してはいけません。
- トイレ、風呂場、ベランダなど全ての窓の鍵は忘れないで**施錠！**
- 窓やドアの鍵が壊れた時は、すぐに管理者に相談して**修理を！**
- **洗濯物は人目に触れない**ところに干しましょう。
- カーテンは、色・柄・透過性にも配慮してください。
- 郵便受けなどの小窓にも内側から十分な目隠しを！
- 表札や新聞受けの名前記載にも配慮してください。
- 窓の下には洗濯機、箱、バイクなど足場になるものを置かないように。
- 「車で送りましょうか」等の**甘い誘いにのらない**ように。
- 身なりはキチンとし、極端な薄着はさけましょう。
- 万一被害者となったら、迷わずすぐに警察に通報 **110 番！**
- 万一に備えて、防犯ブザー等の**携帯警報器**も一つの手。

ストーカー対策

ストーカーと聞いてあなたが想像するのは、どういう人間だろう。

「夜道を女性がひとりで歩いていると、ずっと音もなく忍び寄って来て襲う痴漢」のようなもの？それとも「女性（男性）をしつこく追い回し、その人が振り向いてくれないと、何度もいたずら電話をかけてきたり、変な手紙をよこしたり、いやらしい物を届けたり、最後には相手に危害を加えたりする変質者」を思い浮かべるでしょう。

ストーカーは必ずしも目の前に現れるものではないのです。表ざたになった大学教授の例もあるように、**知的レベルの高い社会的信用のある人間も、時としてストーカーに変身するもの**です。このきわめて現代的な犯罪者、あるいはトラブルメーカーは、通り魔や痴漢のように、すぐわかる異常者とは異なる状況から生まれ、違う経緯をたどり、恐怖とプレッシャーを与えています。

毅然とした態度で臨もう

相手が痴漢型や一目惚れ型等、あなたと個人的関係、利害関係がほとんどない場合は、早々に信頼できる人に相談し、人の力を借りて、毅然とした態度ではっきり断ることが大切であり、相手に隙や迷いを感じさせないことです。面倒でも周囲の人を巻き込み逆に相手に恐怖感、威圧感を与えることが有効です。

相手の罪を第三者の目にさらし、恥をかかせ萎縮させれば効果は極めて大きいものです。



あなた一人になってはいけない。

不審者情報を入手しよう

下記サイトから登録することで、徳島県警から不審者情報を携帯電話等で入手できます。

- 安心メール携帯登録サイト
<http://www.ansin-mail.net>

●各警察署連絡先

徳島中央警察署 088-624-0110
徳島名西警察署 088-632-0110

交通事故の防止

交通事故防止は、あなたの義務です

「あせり」、「いかり」、「おごり」そして「つかれ」た時の運転は、急ブレーキ、急ハンドル、急加速、急発進につながり交通事故の原因になります。

「4悪、4急の追放」へ

運転上の注意！

- 速度制限を厳守しましょう。スピードの出し過ぎが死亡事故の第一要因！
- バイクで走行中は、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車・50ccバイクの2人乗りはやめましょう。
- 交差点など見通しの悪い場所では必ず一旦停止し、徐行運転をしましょう。
- 無免許運転や飲酒運転は絶対やめましょう。
- 自動車・バイク・自転車は指定の場所に駐車しましょう。
- 老人・子供の歩行速度に注意し、まず徐行！
- 「だろて運転」「見込み運転」は絶対やめましょう。
- 自動車運転中の携帯電話はやめましょう。
- 車を運転する時、人を乗車させる時は、必ずシートベルトを着用しましょう。



119番へ☎

それでも
事故にあったら
起こしたら

- まず、人命第一！すぐに119番。負傷者等を放置して逃げてはいけません。逃げた場合は重大な刑が待っています。
- 事故の続発を防ぐため、負傷者を安全な場所に移動させてください。他の交通の妨げにならないよう車を移動してください。
- ケガ人には、応急処置を施しましょう。



110番へ☎

それでも
事故にあったら
起こしたら

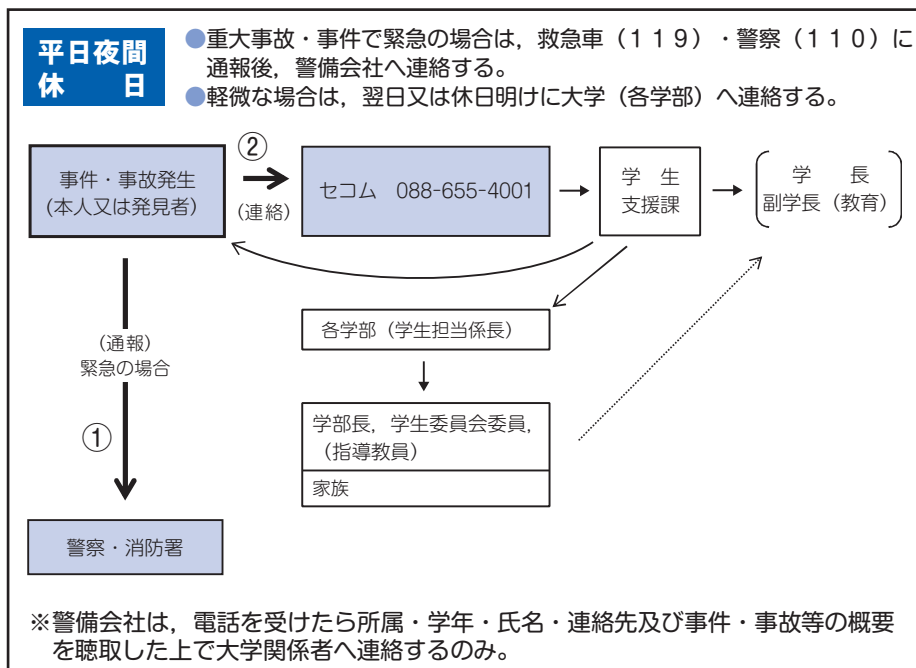
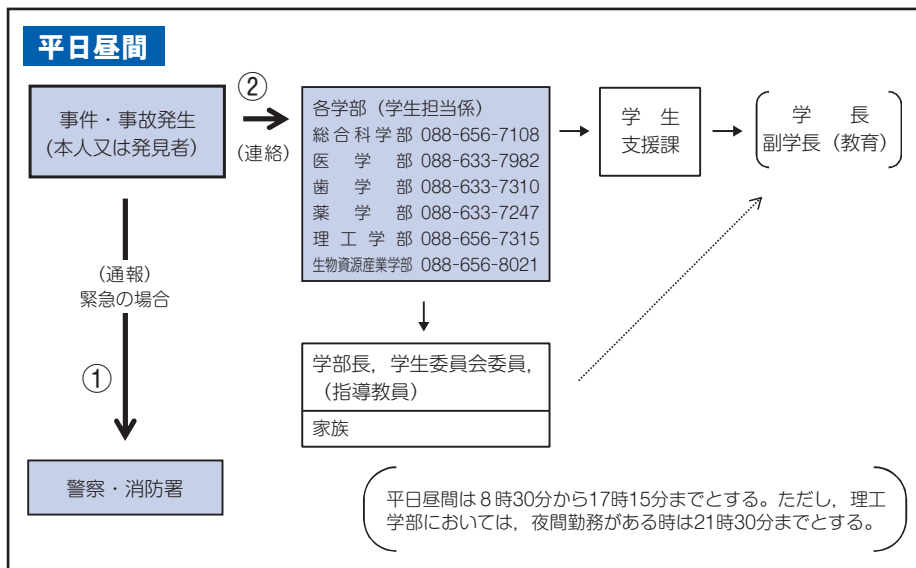
- 交通事故にあったら、110番！事故状況・時間を記録しましょう。
- 簡単に示談交渉に応じず、必ず警察に事故検分を依頼しましょう。あとで法外な要求をされることがあります。要注意！
- 保険会社にも連絡しましょう。
- ガソリン、積荷の危険物のこともあり、たばこは吸わないでいましょう。
- 症状がなくても医師の診察を必ず受けておきましょう。

※大学への連絡はP83を参照

連絡体制

事件・事故発生時の大学等への連絡手順

●以下の①②は連絡順を示す。



県・市・公共機関等が行う情報提供・相談サービス

サービス等名	電話番号	概要	備考 (提供機関名)
徳島労働局 雇用環境・均等室	088-652-2718	学生が就職活動において性別等で差別等を受けた場合の相談	厚生労働省 厚生労働局
徳島被害者支援センター 犯罪被害者相談ダイヤル	088-656-8080	犯罪被害者相談 こころのケア	徳島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益法人 徳島被害者支援センター
子ども・女性を守る 通報ダイヤル	088-623-6110	子供や女性対象の声かけや つきまとい等の不審者情報	徳島県警察本部
徳島地方方法務局・ 人権相談所	0570-003-110	人権に関する相談	徳島地方方法務局
社会福祉法人 徳島県自殺予防協会 いのちの希望	088-623-0444	自殺予防のほか心の悩みに ついての相談	社会福祉法人 徳島県自殺予防協会
徳島県 消費者情報センター	088-623-0110	消費トラブルに遭ったら一人 で悩まず、できるだけ早く	徳島県消費者情報センター
徳島県 精神保健福祉センター	088-602-8911	心の健康相談やアルコール、 薬物相談	徳島県 精神保健福祉センター
徳島障害者職業センター	088-611-8111	障害のある学生の職業を支 援する窓口	独立行政法人高齢・障害・求職 者雇用支援機構徳島支部 徳島障害者職業センター
徳島市 市民生活相談課	088-621-5200	法律相談、交通事故の相談	徳島市
徳島県子ども・ 若者総合相談センター	088-626-6188	仕事のこと、家族のこと、 学校のことなど様々な相談	徳島県未来創生文化部次世代育 成・青少年課
医療徳島 (ホームページ)	 https://anshin. pref.tokushima. jp/med/	県内の医療機関、その他の 医療情報を案内 (医療機関検索、休日夜間救 急情報等)	徳島県保健福祉部医療政策課
徳島市 (ホームページ)	 https://www. city.tokushima. tokushima.jp/ index.html	徳島市のホームページです。 同ページの「もしものとき」 には、「救急診療」「消防・ 防災」「交通安全・防犯」な どの情報が掲載されていま す。	徳島市
徳島県警 相談窓口一覧 (ホームページ)	 https://www. police.pref. tokushima. jp/09soudan/	徳島県警のホームページです。 悪徳商法や、犯罪被害者相談、 不審者情報、薬物、暴力団、 運転免許、公益通報、フィッ シング詐欺等のサイバー犯罪 に関する相談窓口等の一覧が 掲載されています。	徳島県警察

8 関係諸規則

徳島大学学則	86
徳島大学学部共通細則	101
徳島大学入学料，授業料及び寄宿料の免除等に関する規則	104
徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項	108
気象警報等が発表された場合の授業の休講措置等に関する申合せ	110

※掲載規則は，原稿作成時点のものです。

随時更新が行われるため，最新版は，以下の HP をご覧下さい。



https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/faq/various_regulation.html

徳島大学学則

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 組織（第2条—第9条）

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等（第10条—第12条の3）

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等（第13条—第15条）

第2節 学年、学期及び休業日（第16条—第18条）

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍（第19条—第28条）

第4節 教育課程及び履修方法（第29条—第34条の8）

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状（第35条—第37条の2）

第6節 検定料、入学料及び授業料（第38条—第45条）

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生等（第45条の2—第49条）

第8節 公開講座（第50条・第50条の2）

第9節 賞罰（第51条・第52条）

第10節 寄宿舎及び厚生保健施設（第53条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 徳島大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め、公表するものとする。

第2節 組織

（学部、学科及び講座等）

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

総合科学部

社会総合科学科

医学部

医学科

医科栄養学科

保健学科

歯学部

歯学科

口腔保健学科

薬学部

薬学科

理工学部

理工学科

生物資源産業学部

生物資源産業学科

2 前項の学科に講座を置き、必要な事項は別に定める。

3 医学部保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

創成科学研究科

医学研究科

口腔科学研究科

薬学研究科

医科栄養学研究科

保健科学研究科

3 大学院に、次の研究部を置く。

社会産業理工学研究部

医歯薬学研究部

4 大学院について必要な事項は、別に定める。

(教養教育院)

第3条の2 本学に、本学、各学部等の学位授与の方針に沿った教養教育の運営・質保証を担う責任部局として、教養教育院を置く。

2 教養教育院については、別に定める。

(先端酵素学研究所)

第3条の3 本学に、酵素を基盤とした疾患生命科学研究を行うことを目的として、先端酵素学研究所を置く。

2 先端酵素学研究所は、国立大学の教員その他の者で同研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものとする。

3 先端酵素学研究所については、別に定める。

(ポストLED フォトニクス研究所)

第3条の4 本学に、次世代光を基盤とした光科学研究を行うことを目的として、ポストLED フォトニクス研究所を置く。

2 ポストLED フォトニクス研究所については、別に定める。

(共同教育研究施設等)

第4条 本学に共同教育研究等のため、次のセンター等を置く。

人と地域共創センター

情報センター

放射線総合センター

高等教育研究センター

環境防災研究センター
 研究支援・産官学連携センター
 AWA サポートセンター
 教職教育センター
 先端研究推進センター
 デザイン型 AI 教育研究センター
 大学産業院
 バイオイノベーション研究所
 埋蔵文化財調査室

2 前項のセンター等については、別に定める。

(四国産官学連携イノベーション共同推進機構)

第4条の2 本学に、四国地区の5国立大学が連携して、大学の研究の活性化と四国地域の活性化を図るため、四国産官学連携イノベーション共同推進機構（以下「四国共同機構」という。）を置く。

2 四国共同機構については、別に定める。

(附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館については、別に定める。

(病院)

第5条の2 本学に医学、歯学及び薬学に関する教育研究並びに診療のため、病院を置く。

2 病院については、別に定める。

(附属教育研究施設)

第6条 本学に前条に規定するもののほか、次表のとおり研究科等附属教育研究施設を置く。

研究科等	附属教育研究施設
大学院薬学研究科	附属医薬創製教育研究センター
大学院医歯薬学研究部	総合研究支援センター
先端酵素学研究所	藤井節郎記念医科学センター 糖尿病臨床・研究開発センター

2 前項の教育研究施設については、別に定める。

(事務組織)

第7条 本学に事務組織を置く。

2 事務組織については、別に定める。

(技術支援部)

第7条の2 本学に技術支援部を置く。

2 技術支援部については、別に定める。

第7条の3 削除

(キャンパスライフ健康支援センター)

第7条の4 本学にキャンパスライフ健康支援センターを置く。

2 キャンパスライフ健康支援センターについては、別に定める。

(障がい者就労支援センター)

第7条の5 本学に障がい者就労支援センターを置く。

2 障がい者就労支援センターについては、別に定める。

(その他の組織)

第7条の6 第2条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、その他の組織を置くことができる。

2 前項の組織については、別に定める。

(職員の組織)

第8条 本学の職員は、次のとおりとする。

学長
副学長
病院長
教授
准教授
講師
助教
助手
事務職員
教務職員
技術職員

2 職員の職務は、学校教育法その他法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(教員組織の編成)

第9条 教員組織は、本学の教育研究上の目的を達成するため、組織の設置目的に応じて必要な教員をもって編成する。

2 教員組織の編成について必要な事項は、別に定める。

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等

(教育研究評議会)

第10条 本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会で審議する。

2 教育研究評議会については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(部局長会議)

第10条の2 本学に部局長会議を置く。

2 部局長会議については、別に定める。

(教授会)

第11条 各学部、教養教育院、先端酵素学研究所及び病院に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

(委員会等)

第12条 本学に大学教育委員会、学生委員会、入学試験委員会その他必要な委員会等（以下「委員会等」という。）を置く。

2 委員会等については、別に定める。

(機構)

第12条の2 本学に、次の機構を置く。

教育機構
研究機構
社会貢献機構

経営機構

2 機構について必要な事項は、別に定める。

(特別な組織)

第12条の3 第10条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 特別な組織については、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等

(修業年限)

第13条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

総合科学部 4年

医学部

医学科 6年

医科栄養学科 4年

保健学科 4年

歯学部

歯学科 6年

口腔保健学科 4年

薬学部

理工学部 4年

生物資源産業学部 4年

(修業年限の通算)

第13条の2 大学の学生以外の者が、科目等履修生として本学の一定の単位を修得し、その後に入學する場合において、本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 本条に定めるもののほか、修業年限の通算については、各学部規則で定める。

(在学期間)

第14条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科の学生にあつては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

3 薬学部の学生にあつては、12年を限度とし、第3年次、第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

(収容定員等)

第15条 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
総合科学部	社会総合科学科	170			680
医学部	医 学 科	100			600
	医科栄養学科	50			200
	保 健 学 科				
	看護学専攻	70		10	300
	放射線技術科学専攻	37		3	154
	検査技術科学専攻	17		3	74
	小 計	124		16	528
	計	274		16	1,328
歯学部	歯 学 科	40	3		255
	口腔保健学科	15			60
	計	55	3		315
薬学部	薬 学 科	80			480
理工学部	理 工 学 科				
	昼間コース	580		35	2,390
	夜間主コース	45			180
	計	625		35	2,570
生物資源 産業学部	生物資源産業学科	100	2		406
合 計		1,304	5	51	5,779

備考 理工学部の「昼間コース」とは昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは主として夜間に授業を行うコースをいう。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第17条 学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 11月2日
- (4) 春季休業 4月1日から同5日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から同31日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月25日から同31日まで

- マップ・窓口
- 2 学長は、必要により前項第4号から第7号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。
- 3 学長は、休業日でも見学、実習等をさせることがある。

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍
(入学時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、学部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと者で、18歳に達したものの

(入学の出願)

第20条の2 本学に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学者選考)

第21条 入学志願者については、選抜試験を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条の2 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学許可)

第21条の3 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第21条の4 学長は、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 医学部保健学科の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、医

学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

3 歯学部歯学科の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、歯学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことのある者

4 理工学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、理工学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

5 生物資源産業学部の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に1年以上在学し、生物資源産業学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

6 前各項の規定により編入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、当該学部において定める。

7 第20条の2から第21条の3までの規定は、編入学の場合においても準用する。

（再入学）

第21条の5 学長は、本学の退学者又は除籍者で、再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、これを許可することができる。

（補欠入学）

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、当該学部長又は学長の承認を得て、本学の同種の学部に転学を志願する者
- (2) 他の大学に2年以上在学し、入学を希望する学部の定める単位を修得した者で、入学を志願する者
- (3) 大学の学部を卒業した者で、入学を志願する者

- (4) 短期大学を卒業した者で、入学を志願する者
- (5) 高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者
- (6) 国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者で、入学を志願する者
- (7) 従前の規定による大学、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校を卒業した者若しくは従前の規定による大学を退学した者で、入学を志願する者
(再入学等における在学期間等)

第22条の2 第21条の5及び第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、別に定める。

2 第21条の2及び第21条の3の規定は、第21条の5及び第22条の入学を許可する場合においても準用する。

(転学部)

第22条の3 学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部に転学部を願い出たときは、学長は、転学部をしようとする学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学部については、各学部規則で定める。

(転学科)

第22条の4 学生が所属の学部内の学科と異なる当該学部の学科に転学科を願い出たときは、学長は、当該学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学科については、各学部規則で定める。

(休学)

第23条 疾病その他の理由により2月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でない認められる学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科又は薬学部の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第8号に該当する者が、それぞれ大学院医学研究科の博士課程又は大学院薬学研究科の博士課程に入学するときは、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

第24条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

2 休学期間は、通じて4年(医学部医学科学生、歯学部歯学科学生及び薬学部学生は6年)を超えることができない。

3 前条第3項の休学期間は、第1項の規定にかかわらず、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

4 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

第25条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 第23条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第27条 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

第 27 条の 2 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学に留学することができる。

2 第 34 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各学部規則で定める。

(除籍)

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する者には、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する日までに納付しない者
- (2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、なお、納付しない者
- (3) 第 14 条に定める在学期間を超えた者
- (4) 第 24 条第 2 項に定める休学期間を超えた者
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第 4 節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第 29 条 教育課程の編成に当たっては、各学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

2 教育課程は、卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、教養教育及び専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて各年次に配当するとともに、体系的に編成するものとする。

(授業科目の開設)

第 29 条の 2 教養教育の授業科目は教養教育院が、専門教育の授業科目は各学部がそれぞれ前条の方針に基づき開設するものとする。

2 教養教育の授業科目は、教養教育院が責任部局となり、全学部が協力するものとする。

(連携開設科目)

第 29 条の 3 本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第 1 項の規定にかかわらず、大学等連携推進法人（本学の設置者が社員であるものに限る。）の社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、前項の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針に沿って開設するものとする。

(単位)

第 30 条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には、所定の単位を与える。

2 1 単位は、授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 30 条の 4 に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等

を考慮して、単位数を定めることができる。

4 授業科目修了の認定は、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して行う。

(1年間の授業期間)

第30条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第30条の3 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第30条の4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法等)

第31条 教養教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、徳島大学教養教育履修規則の定めるところによる。

第32条 専門教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、各学部規則の定めるところによる。

(成績評価基準等の明示等)

第33条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(大学院授業科目の履修)

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、所属学部長の推薦及び当該授業科目を開設する研究科長の承認に基づき、学生は、本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条の2 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したもののみみなすことができる。

3 他の大学又は短期大学での履修の期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、協議の上、更に1年を限り延長することができる。

(2) 履修の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 他の大学又は短期大学での履修の期間は、本学の在学期間に算入する。

5 学生は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修している間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

7 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における

授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項(第27条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修について必要な事項は、別に定める。

(休学中の外国の大学における学修)

第34条の4 本学が教育上有益と認めるときは、第34条の2の規定にかかわらず、学生が休学期間中に、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第34条の2第2項(第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。)及び第34条の3第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条の5 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第34条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学及び補欠入学の場合を除き、本学において修得した単位(第34条の7の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第34条の2第2項(第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。)、第34条の3第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条の6 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第34条の7 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(組織的な研修等)

第34条の8 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状

(卒業)

第35条 本学に第13条に規定する年限以上在学し、各学部規則で定める卒業の要件を満たした者に対しては、卒業を認定する。

2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第30条の4第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

3 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第34条の7の規定により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。

第35条の2 前条第1項の規定にかかわらず、本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部)に在学する者を除く。)で本学に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、各学部規則で定める卒業の要件を優秀な成績をもって満たしたと認める場合には、その卒業を認定することができる。

2 前項の卒業の認定の基準については、当該学部規則で定める。

第36条 卒業の認定は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 卒業の認定は、毎学年度の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかった者については、次年度においてこれを行うことができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、後期に入学した者に対する卒業の認定又は第35条第1項及び前条第1項の規定による卒業の認定は、前期の終わりにおいても行うことができる。

(学位の授与)

第37条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条の2 本学の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	教員の免許状の種類	免許教科
総合科学部	社会総合科学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、美術、保健体育、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、美術、保健体育、英語
医学部	保健学科	養護教諭一種免許状	
理工学部	理工学科 昼間コース 夜間主コース	中学校教諭一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭一種免許状	数学、理科、情報、工業

第6節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第38条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第 39 条 授業料は、年度を前期及び後期の 2 期に区分し、前期にあつては 5 月、後期にあつては 11 月にそれぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第 40 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 第 21 条に規定する選抜試験において、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜の不合格者に対し、当該者の申し出により第二段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第 40 条の 2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第 41 条 特別の事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第 41 条の 2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第 42 条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学が授業料の納付期限の属する月の前月末までに許可されたときは、月割計算により休学した月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第 43 条 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割納を許可することができる。

(細則)

第44条 第40条及び第41条から前条までの規定によるもののほか、入学科及び授業料の返還、免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(停学者の授業料)

第45条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生等

(特別聴講学生)

第45条の2 学長は、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、当該学部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第47条 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、当該学部等の教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(学部学生に関する規定の準用)

第48条 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生等)

第49条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生は、入学定員外とする。ただし、外国人留学生受入れ枠内の外国人留学生については、入学定員内とする。

3 外国人留学生として入学を許可された者のうち入学前に日本語等予備教育の受講を課された者は、日本語等予備教育生とする。

4 外国人留学生及び日本語等予備教育生について必要な事項は、別に定める。

第8節 公開講座

(公開講座)

第50条 本学に社会人の教養を高め、文化の向上に資する等のため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の講習料については、別に定める。

3 本条に定めるもののほか、公開講座の開設、学習課題その他必要な事項については、その都度定める。

(高大連携公開講座)

第50条の2 本学に高等学校等と連携して行う公開講座（以下「高大連携公開講座」という。）を設けることができる。

2 高大連携公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第51条 本学学生のうち学業人物優秀なる者は、これを表彰することができる。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第52条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学長は、教授会及び教育研究評議会の意見を徴して懲戒を行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

第10節 寄宿舎及び厚生保健施設

(寄宿舎及び厚生保健施設)

第53条 本学に寄宿舎及び厚生保健施設を置く。

2 寄宿料の額は、別に定めるところによる。

3 寄宿舎及び厚生保健施設について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和33年7月11日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この学則施行の際、現に学芸学部2年課程に在学する学生については、なお従前の例による。

(中略)

附 則

この規則は、令和5年7月28日から施行する。

様 式

(省略)

徳島大学学部共通細則

第1章 入学者の宣誓等

第1条 入学者は、入学の際、次の誓詞により宣誓を行わなければならない。

私は本学の教育方針に従って学則をまもり、学術の研究と人格の陶冶に努めることを誓います。

- 2 入学者は、所定の期日までに保証人の選任及び所定の入学手続きを行わなければならない。
- 3 外国人留学生にあっては、保証人の選任を要しない。

第2章 保証人

第2条 前条の規定により選任された保証人は、本学の教育方針に協力し、当該保証人を選任した学生の一身上のことについてその責任を負うものとする。

2 前項の保証人は、当該保証人を選任した学生が、授業料及び本学に支払う必要がある費用を所定の期間に納付しない場合は、これに代って納付するものとする。

マップ・窓口

第3条 学生は、選任した保証人の変更、保証人の住所変更又は保証人の一身上に著しい異動があった場合は、速やかに保証人住所・保証人変更届（様式(3)）を提出し、所定の変更手続きを行わなければならない。

第3章 休学、復学、退学及び転学等

第4条 休学、復学、退学及び転学しようとするときは、保証人連署の休学願（様式(5)）、復学願（様式(6)）、退学願（様式(7)）及び転学願（様式(8)）を提出し学長の許可を得なければならない。ただし、休学及び退学の理由が疾病によるときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 学生が他の大学又は本学の他学部への入学試験を受けようとするときは、他大学（他学部）受験許可願（様式（8-2））を提出し、学長の許可を得なければならない。

第4章 学生証

第5条 学生証は、学生番号、氏名、写真等が掲載されたもの（様式(1)）とし、学長が交付する。

2 学生は、学生証の交付を受けるにあたり、写真（データ）を提出しなければならない。

第6条 学生は、通学の際、必ず学生証を携帯しなければならない。

2 学生証を携帯しないときは、教室、研究室、図書館等に出入し、又は医療、厚生施設を利用することができない。

3 学生証は、電子マネー機能を有し、その取扱いは当該電子マネー発行元の定めるところによる。

第7条 本学職員の求めがあったときは、いつでも学生証を提示しなければならない。

第8条 学生証を紛失等したときは、直ちに学生証再交付願（様式(9)）を学長に提出し、再交付を受けなければならない。

第9条 学生証の有効期間は、所属学部ごとに定められた在籍期間とする。

2 学生証は、学生が本学の学籍を離れたとき、又は有効期限が過ぎたときは、直ちに学長に返却しなければならない。

第5章 宿所の届出

第10条 学生は、宿所を定め、又は変更したときは、速やかに所定の手続きを行わなければならない。

第6章 履修

第11条 講義等を履修するには、所定の手続を行わなければならない。

2 他の学部の講義等を履修しようとするときは、特に定めのある場合を除き所属学部長及び当該学部長の許可を受けなければならない。

第7章 身上異動

第12条 学生は、改姓（改名を含む。）その他一身上に異動があった場合は、その都度速やかに改姓（名）届（様式(11)）等を所属学部長に提出しなければならない。

第8章 健康診断

第13条 学生は、原則として本学で行う健康診断及び予防接種を受けなければならない。

2 学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を指示し、又は登学を停止することができる。

第9章 学生団体

第14条 学生が、学内において学生の団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、責任者は、助言指導を受けようとする教員（以下様式中「助言指導教員」という。）を定め、学生団体設立承認願（様式(13)）を、一の学部の学生で構成する学生団体にあつては、所属学部長を、2以上の学部の学生で構成する学生団体にあつては、学務部長を経て学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 学生団体設立承認願の記載事項（添付すべき書類を含む。）を変更しようとするときは、前項

の手続きにより、それぞれ変更の承認を得なければならない。

第 15 条 学生団体承認の有効期限は、前条の承認を受けた年度の末日までとする。

2 有効期限の更新を希望する学生団体は、毎年 3 月末日までに、学生団体継続届（様式(14)）を、学務部長を経て学長に提出しなければならない。

第 16 条 解散をしようとする学生団体は、学生団体解散届（様式(15)）を、学務部長を経て学長に提出しなければならない。

第 17 条 一の学部の学生で構成する学生団体が、前 2 条に規定する手続きをしようとするときは、それぞれ当該届書を、所属学部長を経て学長に提出しなければならない。

第 10 章 集会、文書印刷物配布等

第 18 条 学生又は学生団体が、集会、行事等を行おうとするとき、及び学生又は学生団体が、学外者又は学外団体を招へいし、参加させ、又はこれらと共同して集会、行事等を行おうとするときは、責任者は、集会・行事等願（様式(17)）を、学務部長を経て学長に提出し、その承認を得なければならない。

第 19 条 学生団体が、学外団体に加入し、又は学外団体の行う集会、行事等に参加しようとするときは、責任者は、学外団体加入承認願（様式(18)）又は学外団体の集会・行事等参加承認願（様式(19)）を、学務部長を経て学長に提出し、その承認を得なければならない。

第 20 条 学生又は学生団体が、文書又は印刷物を配布しようとするときは、あらかじめ、責任者は、当該文書又は印刷物の実物を添え、文書印刷物配布届（様式(20)）を、学務部長を経て学長に提出しなければならない。

第 21 条 学生又は学生団体が、文書又は印刷物を掲示しようとするときは、あらかじめ当該文書又は印刷物に掲示責任者氏名を明記のうえ、学務部長を経て学長に提示し、受付印を受けなければならない。

第 22 条 一の学部の学生又は学生団体が、第 18 条から前条までに規定する行為をしようとするときは、それぞれ当該願書を所属学部長に提出し、承認を得なければならない。

第 11 章 キャリア・就職関係等

第 23 条 学生が、インターンシップ等に参加しようとするときは、事前に所定の手続きを行わなければならない。

第 12 章 雑則

第 24 条 学生又は学生団体が、本学所属の土地、建物及び工作物を使用する場合は、学生団体事務所使用許可願（様式(21)）又は集会施設（場所）使用許可願（様式(22)）を提出し、その許可を受けなければならない。

第 25 条 学生団体又は前 2 章に規定する行為が、本学の運営を妨げ、又は秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められたときは、これに解散又は脱退を命じ、若しくは改正させ、又は禁止することがある。

第 26 条 この細則を施行するために必要な事項については、学部共通細則取扱内規の定めるところによる。

附 則

1 この細則は、昭和 34 年 2 月 13 日から施行する。

（中略）

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様 式

（省略）

徳島大学入学料，授業料及び 寄宿料の免除等に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学学則第44条、徳島大学大学院学則第30条の7及び徳島大学学生寮管理運営規則第12条第3項の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収の猶予に関し必要な事項を定める。

第2章 入学料の免除及び徴収の猶予等

(学部における免除)

第2条 本学の学部に入学者（科目等履修生及び研究生として入学者を除く。以下同じ。）であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法律」という。）の規定に基づき、基準を満たす者は、基準を満たす区分に応じた入学料を免除するものとする。

(大学院における免除)

第2条の2 本学の大学院研究科に入学者（科目等履修生及び研究生として入学者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当する者は、入学料を免除することができる。

- (1) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、入学者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める理由がある者

(免除の申請)

第3条 第2条の規定により入学料の免除を受けようとする者は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（別記様式第1—1号。以下「学部申請書」という。）を、入学手続の期限までに、学長に提出しなければならない。

2 前条の規定により入学料の免除を受けようとする者は、入学料免除申請書（別記様式第2号）に、別に定める書類を添付し、入学手続の期限までに、学長に提出しなければならない。

(免除の手続)

第4条 入学料の免除は、前条の申請に基づき、徳島大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）において選考の上、学長が許可する。

(免除の額)

第5条 第2条に係る入学料の免除の額は、法律の規定に基づき、基準を満たす区分に応じた入学料の額とする。

2 第2条の2に係る入学料の免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

(徴収の猶予)

第6条 本学の学部又は大学院研究科（以下「学部等」という。）に入学者のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の徴収の猶予を行うことができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、学部等に入学者の学資負担者が死亡し、又は学部等に入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難である

と認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者には、入学料の免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、入学料の徴収を猶予する。

(徴収の猶予の申請)

第6条の2 前条の規定により入学料の徴収の猶予の許可を受けようとする者は、入学料徴収猶予申請書(別記様式第3号)に、別に定める書類を添付し、入学手続の期限までに、学長に提出しなければならない。ただし、免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

(徴収の猶予の手続)

第6条の3 入学料の徴収の猶予は、前条の申請に基づき、学生委員会において選考の上、学長が許可する。

(徴収の猶予の期日)

第6条の4 入学料の徴収の猶予の期日は、該当者につき、入学年度の6月末日まで、9月末日まで、12月末日まで又は2月末日までのうちから定める。ただし、当該末日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い、休日等でない日とする。

(免除の不許可等の場合の入学料の納付)

第7条 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第6条の2のただし書きにより徴収猶予の申請をした者を除く。)は、入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(死亡等による免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、未納の入学料の全額を免除する。

- (1) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、第6条の規定により入学料の徴収を猶予している期間内に死亡した者
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者のうち、前条に規定する期間内に死亡した者
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者のうち、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された者

第3章 授業料の免除及び徴収の猶予

(学部における免除)

第9条 学部の学生(特別聴講学生、科目等履修生及び研究生を除く。第13条各項を除き、以下同じ。)であって、法律の規定に基づき、基準を満たす者は、基準を満たす区分に応じた授業料を免除するものとする。

(大学院における免除)

第9条の2 大学院研究科の学生(特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生及び研究生を除く。第13条各項を除き、以下同じ。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、授業料を免除することができる。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 授業料の各期の納期前6か月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合には、入学前1年以内)において、学費負担者が死亡し、又は当該学生若しくは学費負担

者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

(3) 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める理由がある者

2 前項の規定にかかわらず、大学院研究科の特に学業等の成績が優秀な学生に対して、授業料を免除することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学位取得のために国際的に権威のある学術雑誌に論文を投稿し、改稿のために標準修業年限を超えて在学することとなった学生に対して、授業料を免除することができる。

4 前2項の免除の選考等については、別に定める。

5 第1項第2号及び第3号による免除は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料について許可することができる。ただし、当該理由の発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合には、当該期分の授業料について許可することができる。

(免除の申請)

第10条 第9条の規定により授業料の免除を受けようとする者は、学部申請書を、別に定める提出期限までに、学長に提出しなければならない。また、継続して授業料の免除を受けようとする者は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書(別記様式第1—2号)を、別に定める提出期限までに、学長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、授業料免除申請書(別記様式第4号)に、別に定める書類を添付し、別に定める提出期限までに、学長に提出しなければならない。

(免除の手続)

第11条 授業料の免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、前条の申請に基づき、学生委員会において選考の上、学長が許可する。

(免除の額)

第12条 第9条に係る授業料の免除の額は、法律の規定に基づき、基準を満たす区分に応じた授業料の額とする。

2 第9条の2第1項に係る授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額又は半額とする。

3 第9条の2第2項に係る授業料の免除の額は、原則として当該年度の授業料後期分について、その全額、半額又は3分の1の額とする。

(除籍、死亡、休学等による免除)

第13条 学部等の学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、未納の授業料の全額を免除する。

(1) 第8条第3号に該当する者

(2) 授業料の未納を理由に除籍された者

2 学部等の学生のうち、死亡又は行方不明により学籍を除かれた者については、当該学籍を除かれた学期の末日までに学資負担者が申し出た場合は、月割計算により死亡又は行方不明により学籍を除かれた日の属する月の翌月以降(学籍を除かれた日が月の初日の場合は、その月)の授業料を免除する。ただし、未納の授業料については、その全額を免除する。

3 学部等の学生のうち、休学をする者について、前期にあつては4月末日、後期にあつては10月末日までに休学を許可された場合は、月割計算により休学を開始する日の属する月の翌月(休学を開始する日が月の初日の場合は、その月)から復学の日の属する月の前月までの授業料を免

除する。

4 学部等の学生のうち、授業料の徴収の猶予を許可されている者が、その願い出により退学を許可された場合には、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除する。

5 学部等の学生のうち、特別の事情により、学年の途中で卒業又は修了（以下「卒業等」という。）する者については、当該卒業等する日の属する期の4月末又は10月末までに卒業等を申し出た場合は、月割計算により卒業等する日の属する月の翌月以降の授業料を全額免除する。

（徴収の猶予又は月割分納）

第14条 学部等の学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、授業料の徴収の猶予を行うことができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者

(2) 行方不明の者

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる者

(4) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項に規定するもののほか、授業料の免除を申請した者には、授業料の免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

3 第1項各号に掲げる者に特別の事情がある場合には、授業料の月割分納を許可することができる。

（徴収の猶予又は月割分納の申請）

第15条 前条の規定により授業料の徴収の猶予又は月割分納の許可を受けようとする者（学生が行方不明の場合は当該学生の保証人）は、授業料徴収猶予・月割分納申請書（別記様式第5号）に、別に定める書類を添付し、別に定める提出期限までに、学長に提出しなければならない。

（徴収の猶予又は月割分納の手続）

第16条 授業料の徴収の猶予又は月割分納は、年度を2期に分けた区分によるものとし、前条の申請に基づき、学生委員会において選考の上、学長が許可する。

（徴収の猶予の期日）

第17条 授業料の徴収の猶予の期日は、該当者につき、当該年度の6月末日まで、9月末日まで、12月末日まで又は2月末日までのうちから定める。ただし、当該末日が、休日等に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い、休日等でない日とする。

（月割分納の額及び納付期限）

第18条 授業料の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。

2 月割分納の許可を受けた者の授業料の納付期限は、毎月20日とする。

第4章 寄宿料の免除

（風水害等による免除）

第19条 寄宿舎に入舎している学生のうち、当該学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる者には、当該災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6か月間の範囲内において学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

（免除の申請）

第20条 前条の規定により寄宿料の免除を受けようとする者は、寄宿料免除申請書（別記様式第6号）に、別に定める書類を添付し、学長に提出しなければならない。

(免除の手続)

第 21 条 寄宿料の免除は、前条の申請に基づき、学生委員会において選考の上、学長が許可する。
(死亡等による免除)

第 22 条 寄宿舎に入舎している学生のうち、死亡若しくは行方不明の者又は第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当する者には、未納の寄宿料の全額を免除する。

第 5 章 許可の取消

(許可の取消)

第 23 条 授業料の免除又は徴収の猶予を許可された者は、許可の期間の途中においてその理由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項による届け出を受理したときは、学長は、学生委員会の議を経て届け出の日からその許可を取り消す。

(許可の遡及取消)

第 24 条 入学科、授業料若しくは寄宿料の免除又は授業料の徴収の猶予の許可の決定後、当該申請書類の記載に虚偽の事実が判明したときは、学長は、学生委員会の議を経て許可した日に遡及してその許可を取り消す。

第 6 章 雑則

(雑則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、入学科、授業料及び寄宿料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 52 年 7 月 15 日から施行する。

(中略)

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様 式

(省略)

徳島大学単位認定試験等における 学生の不正行為に関する取扱要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、徳島大学学生懲戒規則第 17 条第 2 項の規定に基づき、試験、レポート、小テスト等（以下「単位認定試験等」という。）における学生の不正行為の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(不正行為の定義)

第 2 条 単位認定試験等における学生の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 試験における不正行為

イ カンニング（カンニングペーパー、IT 機器、参考書又は他人の答案等を見ること、他人から解答内容を教わることなどをいう。以下同じ。）を行うこと。また、解答内容を教える

こと、カンニングに協力すること、替え玉受験をすることに加え、解答内容やそのヒントになるものを、試験監督者の指示する以外の場所に置いたり、身につけたりすること。

□ 机の上に、鉛筆、シャープペンシル等の筆記具、消しゴム、時計（計算や翻訳、端末機能のないものに限る。）等、持ち込みを許可されたもの以外を置くこと。

ハ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類等で、試験監督者がカバン等に収納するよう指示したものを収納せず、身に付けたり、机の中に置いたりすること。

ニ 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。

ホ 試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。

ヘ 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為を行うこと。

ト その他、単位認定試験の公平性を損なう行為を行うこと。

(2) レポート、小テスト等における不正行為

イ 他人のレポートの模写又はインターネット上のホームページや著書、論文等の他人の意見や図表等の盗用、剽窃によりレポートを作成すること。

□ レポートや小テスト等の代筆を行うこと又は代筆を依頼すること。

(不正行為の未然防止)

第3条 試験監督者又は授業担当教員は、前条に掲げる単位認定試験等における学生の不正行為を事前に説明し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、不正行為の未然防止に努めるものとする。

(不正行為に対する措置)

第4条 試験監督者又は授業担当教員は、不正行為を行った学生を発見したときは、他の学生の支障とならないよう留意し、適切な措置を講じるものとする。

2 試験監督者又は授業担当教員は、前項の措置を行ったときは、速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部の学部長に報告するものとする。

(不正行為に関する調査)

第5条 学部長は、前条第2項による報告を受けたときは、不正行為に係る事実を調査し、その結果を教授会に付議するものとする。

2 学部長は、教授会における審議経過と審議結果について、当該学部の意見を付して学長に報告するものとする。

3 学部長は、不正行為が教養教育の授業科目に該当する場合は、速やかに不正行為に係る事実調査の結果を教養教育院長に通知するものとする。

(不正行為に準ずる行為)

第6条 授業において、他人に依頼し自己の出席報告を行わせること及び他人から依頼を受け他人の出席報告を行うことが発覚した場合は、授業科目修了の認定に影響を及ぼすため、不正行為に準ずる行為と見なして前2条の措置等を行うことがある。

(その他)

第7条 この要項に記載するもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、各部局において別に定める。

附 則

この要項は、令和2年2月21日から実施する。

気象警報等が発表された場合の 授業の休講措置等に関する申合せ

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置等は、次のとおりとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報」、「大雨警報」、「大雪警報」、「洪水警報」(以下「警報」という。)又は特別警報(波浪特別警報を除く。(以下「特別警報」という。))が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長(教養教育にあつては教養教育院長)、大学院にあつては各研究科長が措置を決定する。
- 5 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 6 第1項から第4項までの措置により、授業が休講とならなかった場合でも、居住地域や通学経路等に気象警報や避難指示等が発表または発令される等、安全確保の観点から授業を欠席した場合や、公共交通機関の遅延・運休等によりやむをえず欠席した場合は、授業担当教員は、当該学生に不利益が生じないよう取り扱うものとする。
- 7 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

附 則

この申合せは、平成11年5月21日から実施する。

(略)

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年12月20日から実施する。

9 附 録

徳 島 大 学 の 歌

徳島大学の歌

日野 裕善 作詞
松本民之助 作曲

♩=ca.96 おおらかに、しかもいきいきと



びざんにかおるあおあらし うつつして
みねおごそかにあおぎみる つるぎの
なるとにくろくうずなせる はてなき



きよきよしのがわ ながれに一やどす
すがたとこしえに そびゆる一みちの
うしおたかなりて まなびのうみの



えいこうの ほまれは一たかきがくえん
とおきこそ りそうの一きょうとあくがれ
ちひろにも しんりを一もとめとどまら



にああせいしゅんの ゆめつどい われら
てああしんせいの あけぼのを われら
じああやくしんの ちからみち われら



せいきのとをあけむたたえあれ たたえ
たゆまずのびゆかんほこりあれ ほこり
ぶんかのひをあげむさかえあれ さかえ



あれわがとくしまだいがく
あれわがとくしまだいがく
あれわがとくしまだいがく

徳島大学の歌

- 1 眉山にかをる青嵐^{あおあらし}
 うつして清き吉野川
 流れにやどす栄光の
 ほまれは高き学園に
 あゝ青春の夢つどひ
 われら世紀の扉^とをあけむ
 称^{たた}へあれ 称^{たた}へあれ
 わが 徳島大学
- 2 峰おごそかに仰ぎみる^{つるぎ}
 剣のすがたとこしへに
 そびゆる道の遠きこそ
 理想の境とあくがれて
 あゝ新生^{しんせい}の曙を
 われらたゆまず延びゆかん
 誇りあれ 誇りあれ
 わが 徳島大学
- 3 鳴門にくろく渦なせる
 はてなき潮高^{うしお}なりて
 まなびの海の千尋^{ちひろ}にも
 真理を求めとどまらじ
 あゝ躍進^ひの力みち
 われら文化の炬^ひをあげむ
 栄あれ 栄あれ
 わが 徳島大学

昭和 30 年 2 月全学生・職員より懸賞募集

日野 裕善 作詞（工学土木 2）

松本民之助 作曲（東京芸大教授）

学 生 生 活 の 手 引
2024 年度

2024 年 3 月 発 行

編 集 徳 島 大 学 学 務 部
発 行 〒770-8502 徳島市南常三島町1丁目1番地



徳島大学は、学校教育法第109条第2項の規定による「大学機関別認証評価」を受け、「大学評価基準を満たしている」と認定されました。(令和2年3月24日)

- ・認定評価機関：独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
- ・認定期間：7年間
- ・(令和2年4月1日～令和9年3月31日)



徳島大学公式SNS



徳島大学
公式ホームページ



徳島大学
公式X(旧Twitter)



徳島大学
公式Facebook



徳島大学
公式Instagram



徳島大学
公式YouTube

